

令和6年第4回柳津町議会定例会会議録

令和6年12月4日第4回柳津町議会定例会は柳津町議会議場に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番 小 林 浩	6番 岩 渕 清 幸	9番 荒 明 正 一
2番 渡 邊 俊 典	7番 新井田 順 一	10番 伊 藤 純
3番 磯 目 泰 彦	8番 田 崎 信 二	11番 齋 藤 正 志
5番 松 村 亮		

2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

3. 会議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名について

会期の決定について

諸般の報告について

町長の説明について

陳情について

代表質問

一般質問（通告順）

報告第 8号 産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告について（陳情第10号）

議案第71号 指定金融機関の変更について

議案第72号 令和6年度柳津町一般会計補正予算

議案第73号 令和6年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算

議案第74号 令和6年度柳津町介護保険特別会計補正予算

議案第75号 令和6年度柳津町簡易水道事業会計補正予算

議案第76号 令和6年度柳津町下水道事業会計補正予算

議案第77号 農業委員会委員の任命について

報告第 5号 専決処分の報告について（専決第8号損害賠償の額の決定及び和解について）

議案第78号 柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第79号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第80号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第81号 令和6年度柳津町一般会計補正予算
- 議案第82号 令和6年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第83号 令和6年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 議案第84号 令和6年度柳津町介護保険特別会計補正予算
- 議案第85号 令和6年度柳津町簡易水道事業会計補正予算
- 議案第86号 令和6年度柳津町下水道事業会計補正予算
- 議案第87号 工事請負契約の締結について
- 議案第88号 工事請負契約の締結について
- 議案第89号 工事請負契約の変更について

令和6年第4回柳津町議会定例会会議録

第1日 令和6年12月4日（水曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 小 林 浩	5番 松 村 亮	8番 田 崎 信 二
2番 渡 邊 俊 典	6番 岩 渕 清 幸	9番 荒 明 正 一
3番 磯 目 泰 彦	7番 新井田 順 一	11番 齋 藤 正 志

2. 欠席議員は次のとおりである。

10番 伊 藤 純

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町 長 小 林 功	建 設 課 長 横 井 伸 也
副 町 長 矢 部 良 一	みらい創生課長 鈴 木 秀 文
総 務 課 長 菊 地 淳 一	保 育 所 長 橋 本 千 恵
出 納 室 長 天 野 一 保	教 育 長 神 田 順 一
町 民 課 長 矢 部 剛	教 育 課 長 新井田 理 恵
地域振興課長 杉 原 満	公 民 館 長 田 崎 治

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 田 崎 真一郎	主 査 鈴 木 勝 久
----------------	-------------

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 町長の説明について
日程第5 陳情について
日程第6 代表質問
日程第7 一般質問（通告順）

◎開会及び開議の宣告

○議長

ただいまから、令和6年第4回柳津町議会定例会を開会いたします。

また、今回の定例会は第8回赤べこ議会として開催いたします。

なお、赤べこ議会の開催に伴い、報道機関及び町関係者による議場内の写真撮影等について、これを許可いたします。

欠席届の報告をいたします。

10番、伊藤 純君が病気加療のため、欠席届が出ておりますので、報告いたします。

これより本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により指名をいたします。

8番、田崎信二君、9番、荒明正一君、1番、小林 浩君、以上3名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、さきの議会運営委員会において、本日から12月6日までの3日間とご協議願ったところではありますが、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本定例会の会期を本日から3日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告について

○議長

日程第3、諸般の報告について。

これより令和6年9月4日開会の第3回定例会以降、本日までの諸般の報告をいたします。

議会の諸般の報告については、お手元にお配りのとおりでありますので、報告に代えます。

次に、柳津町監査委員より、令和6年9月から11月までにに関する例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしましたので報告に代えます。

次に、「臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情について」は、お手元にお配りのとおりでありますので、報告に代えます。

次に、柳津町議会常任委員会行政調査の実施報告を求めます。

総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員、田崎信二君。

○総務文教常任委員会委員（登壇）

おはようございます。

報告第6号 令和6年度柳津町議会総務文教常任委員会行政調査報告。

去る11月6日・7日の2日間、埼玉県及び栃木県において行政調査を行いましたので報告いたします。

今回の調査は、移住定住施策と防災対策の取組を主に委員4名と議会事務局長の5名で実施いたしました。

初めに、移住定住施策の視察として埼玉県滑川町を訪問しました。

滑川町は、埼玉県のほぼ中央に位置し、人と自然が共存する環境にやさしい都市「住んでよかった生まれてよかったまちへ 住まいるタウン滑川」を目指し、まちづくりを進められています。国勢調査による総人口の推移では、東武東上線駅舎の開業や区画整理事業に伴う宅地整備の進展により住宅立地が進んできたことを背景に、人口の増加が続いております。こうした背景から、全国でも8つしかない人口が安定し100年後も消滅しない町に選ばれ、さらに、埼玉県で唯一のAランク、自立持続可能性自治体になるなど、高い評価を得られています。

このように、移住定住施策で成果を上げられた取組として、まず、1点目が子供医療費無償化であり、平成23年から既に高校修了前の生徒まで対象年齢を拡大されています。次に、2点目として学校給食費の無償化であります。こちらも平成23年度から開始し、義務教育のみでなく幼稚園や保育園等まで拡大し、支援されています。いずれの事業も子育て世帯に対する経済的負担の軽減を図る事業であります。本事業の取組によって30・40代の生産年齢人口が増加し、将来的に持続可能な町へと進化されておりました。

当町と比較しますと、宅地の立地条件や交通の利便性など不利な点がありますが、子育て支援に関しては引けを取らない我が町であります。移住定住に関しては、子育て支援のみならず、住居や雇用面など関連する施策の水準を向上させるべき取組が重要であると感じましたので、今後も住民の声に耳を傾け、持続可能な町へと発展できるよう、議会として取り組んでいきたいと思っております。

次に、防災対策の視察として、帝国繊維株式会社下野工場を訪問しました。

本工場では、大量送排水ハイドロサブシステムをご紹介いただきました。本システムは、各種災害時の大量送水、大量排水、生活用水の確保などに活躍するシステムで、地震や火災の大規模災害での消火用水不足に河川などの各種水源からの送水をできるものであります。また、集中豪雨やゲリラ豪雨時の洪水水没箇所からの大量排水にも活用できるものであります。当町でもこれまでの豪雨時に排水ポンプを稼働した経過がありますが、本製品は油圧駆動の小型ポンプの標準仕様で毎分最大3,000リッター、追加装備をすることで毎分最大1万5,000リッターの大量排水が可能であり、災害時に大きく貢献できるものであります。

また、同工場は、救助工作車の製造も担っており、全国の消防本部等からそれぞれの仕様に応じた生産を行っておりました。近年の多様化、大規模化する災害に応える仕様となっており、災害時にこれらの機能を十分に生かすべく、日常の訓練の重要性を再確認しました。当町においていつ何どき災害に遭遇する可能性がありますので、防災設備の充実を図り危機管理をしっかりと図る必要があると感じられました。

次に、宇都宮ライトレールに試乗しました。

本事業は、昨年、次世代型路面電車として開業したものであります。本路線は、ＪＲ宇都宮駅から工業団地までの約15キロを運行し、運行区間には大学等、スタジアム、ニュータウン等があり、多くの人が行き交う箇所を路線で結んでおりました。また、運行ダイヤについては、早朝5時台から深夜にかけて小刻みに運行しており、利用者にとって非常に利便性の高い交通であると感じました。こうしたことから、開業初年度から当期純利益が5,700万円を計上する黒字経営を達成しております。地方の鉄道、バスにあつては、非常に厳しい経営を強いられておりますが、他の交通機関と共存する新たな交通手段として定着を図っております。

次に、塚田歴史伝説館と蔵の街遊覧船を視察してまいりました。

栃木市は、船運で江戸の交易が盛んになり、豪商たちが多くの土蔵を建て、蔵の街として発展しました。本施設は景観重要建造物に指定され、当時の趣を残しこれまでの歴史を紹介

されておりました。また、遊覧船は、黒塀と白壁の統一された土蔵が立ち並ぶ区間を遊覧し、当時の船運を再現し、情緒ある蔵の町並みを楽しませる工夫がされております。今後の当町の景観形成のため、参考となる視察でありました。

以上、総務文教常任委員会の行政報告といたします。

なお、本視察において多大なるご支援を賜りました滑川町、帝国繊維株式会社には、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

以上です。

○議長

次に、産業厚生常任委員会の報告を求めます。

産業厚生常任委員長、松村 亮君。

○産業厚生常任委員会委員長（登壇）

報告第7号 令和6年度柳津町議会産業厚生常任委員会行政調査報告。

去る11月7日・8日の2日間、長野県及び新潟県において当委員会で実施した行政調査についてご報告申し上げます。

今回の調査は、長野県小布施町の町並み修景事業、新潟県津南町のスマート農業実証プロジェクト、新潟県十日町市立里山科学館「森の学校」キョロロを視察し、歴史と文化が豊かで里山の自然と調和した環境を生かしたまちづくりや今後の農業振興に資することを目的とし、委員4名、みらい創生係長、議会事務局員の計6名で実施いたしました。

1日目は、小布施町役場庁舎にて企画交流課及び建設水道課の担当者から町並み修景事業の取組について説明を受けました。

小布施町は、長野県最小面積でありながら、近年は移住相談が多く、小中学校の生徒数が出生率を上回るなど、人口減少も極めて緩やかといった特徴を持つ自治体であることが分かりました。江戸時代から続く町並みの修景継承については、民間主導で行われてきた前例のない取組として、当時、小布施方式と呼ばれていたようです。現在では、重点区域内の新改築等は、実施前に町が委託する建築士との協議、届出を義務づけており、景観条例に定めた規格との相違、地域住民とのそごが生じないよう行われているとのことでした。

また、現地踏査では、町内中心地の整備状況を確認しました。小布施町には「お庭ごめん」という独自の風習があり、路地裏や個人宅の庭を、地域住民はもちろん、観光の方々が散策していたのがとても印象的でした。これからの民・官協働によるまちづくりについて大変参考になりました。

2日目は、新潟県津南町役場庁舎にて農林振興課担当者2名及び津南町議会議長ご同席の下、スマート農業実証プロジェクトの説明を受けました。従事者の負担軽減や生産の省力化のための試みとして農林水産省スマート農業技術の開発実証プロジェクトの支援を受け、新潟県指導の下、実施されているとのことでした。様々な成果、課題がある中で、とりわけ後継者不足が喫緊かつ最大の課題であり、農林業従事者の広域連携、法人の再編などについて検討されているとのことでした。また、土作り事業や雪室による生産調整などにも注力し、津南ブランドの品質や知名度のさらなる向上に取り組むことが農林業従事者のためになるのだといった目的意識の高さと熱意に大変感銘を受けました。

次に、十日町市立里山科学館「森の学校」キョロロに訪問し、館長及び学芸員1名より説明を受けました。年間入込客数、およそ60万人、60億円以上の経済効果とも言われる大地の芸術祭の拠点として2003年に誕生した同施設は、里山の自然や地域文化を生かした体験プログラムを中心に、市民参加型の調査研究、学会など、ユニークな手法で里山の保全や持続可能な地域づくりに寄与していることが分かりました。また、博士号の学芸員など、専門性の高いスタッフ構成で、産学連携イベントの実施やデジタルアーカイブ化、VR体験や多言語化など、観光や国際交流の視点を持って取り組まれており、人件費を除けば、歳入が歳出を上回っている点も納得で、粹にとらわれない未来型施設の運営として大変参考になりました。

最後に、本調査において多大なるご尽力を賜りました長野県小布施町、新潟県津南町、十日町市の担当課をはじめとした関係者各位、そして、柳津町みらい創生係長にこの場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

以上をもちまして、産業厚生常任委員会の行政調査報告といたします。

○議長

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎町長の説明について

○議長

日程第4、町長の説明について。

町長の挨拶と提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

おはようございます。

本日、令和6年第4回柳津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には年末を

迎え何かとご多忙の折にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本年も残すところあと僅かとなりました。

本年を振り返りますと、世界では、依然としてロシアによるウクライナ侵攻とイスラエル・ガザ地区を中心に中東地域での戦闘が続いております。これらの紛争がいち早く終わり、罪のない市民がこれ以上犠牲とならないよう願うばかりであります。

アメリカでは、大統領選挙において共和党のドナルド・トランプ氏が再選を果たし、次期大統領として影響力を強め、就任後は特定の国の輸入品に高い関税を課することを表明するなど、就任前から世界経済に影響を与えております。

国内では、10月に行われた衆議院議員選挙において、与党が大きく議席を減らし過半数割れとなり、政治が不安定さを増す中、与野党の政権争いから、いわゆる103万円の壁の税制改革が前面に取り上げられ、人々の関心が高まっています。

一方、明るい話題では、アメリカ大リーグでプレーをする大谷翔平選手のメジャー史上初のフィフティ・フィフティ達成やパリオリンピック・パラリンピックでの日本人選手の活躍により、スポーツの力で人々に勇気と希望を与えてくれました。

当町においても、秋篠宮家の次女の佳子様のご来訪やスポーツにおいても市町村対抗軟式野球大会において強豪チームを破る快挙を果たすなどの話題がありました。

そして、今年の町内のイベントは、これまで感染症の不安から出控えていた人々が一気に解き放たれたかのように、どのイベントも多くの方の来場者があり、さらに、奥会津ビジターセンターのオープンや会津柳津駅のリニューアルと明るい話題が続いたことにより、町の交流人口の増加や地域経済の活性化に効果的な役割を担ったと考えております。

こうした中、来年度は第6次柳津町振興計画の将来像「みらい創生。ひと・ゆめ・れきしをつなぐまち」の実現に向けた前期5年の最終年となります。

これから迎える令和7年度当初予算編成に当たっては、様々な難しい課題を乗り越えるため、県、国をはじめとした関係機関との連携を強化しながら、町民に寄り添い、その生活が豊かであると感じられるように町の総力を挙げて取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解とご協力を今後ともよろしくお願いをいたします。

なお、本議会に提案いたします案件は、指定金融機関の変更に関する案件、1件、令和6年度補正予算に関する案件、5件、農業委員会委員の任命に関する案件、1件、専決処分の報告に関する案件、1件、以上の8件であります。

慎重審議の上、全議案議決賜りますようお願いを申し上げまして、私の挨拶といたします。

す。

◎陳情について

○議長

日程第5、陳情について。

陳情第10号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書提出の陳情について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本陳情書は、内容を具備しておりますので、陳情の趣旨を尊重し、産業厚生常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることにしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本陳情書は産業厚生常任委員会に付託し、本会期中に審査することに決定しました。

◎代表質問

○議長

日程第6、これより代表質問を行います。

それでは、通告順により総務文教常任委員会副委員長小林 浩君の登壇を許します。

総務文教常任委員会副委員長、小林 浩君。

○総務文教常任委員会副委員長（登壇）

おはようございます。

それでは、さきの通告のとおり、総務文教常任委員会の代表質問をさせていただきます。

1点目、町の防災力の向上について質問をさせていただきますが、まず、今年発生いたしました能登半島地震、豪雨で被災された方々に改めましてお見舞いを申し上げます。

さて、近年、甚大な被害に見舞われる災害が各地で多く発生しておりますが、町の防災に對して次の点について伺います。

1、町消防団の防災に対する取組について。

2、防災備蓄品の現状及び強化項目について。

2点目、町の公共交通についてになります。

近年、デマンド方式を採用する市町村が増えてきておりますが、町の今後の公共交通に對

しての考えを伺います。

以上です。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

総務文教常任委員会副委員長小林 浩議員のご質問にお答えいたします。

初めに、町消防団の防災に対する取組としましては、まず、定期的に防災訓練を実施し、様々なシミュレーションを通していざというときの対応力を高めているところであります。今年度の町防災訓練は、9月に安久津、桐ヶ丘、檀ノ浦、柳ヶ丘の各地区において地域住民参加の下、応急手当、初期消火訓練などを行ったところであります。

また、11月には、圓藏寺自衛消防隊との合同防災訓練を6年ぶりに実施し、圓藏寺周辺での有事に即座に対応できるよう、圓藏寺自衛消防隊と実践形式での訓練を行ったものであります。

さらに、各地区においては、行政区を中心とした自主防災組織での訓練を推奨しているところであり、今年度も幾つかの地区において行われ、地区の消防団員指導の下、地域住民と密接な訓練ができているものと認識をしております。

そして、今年度は、B & G財団の助成事業により油圧ショベルとダンプを整備し、災害時の素早い応急対応力を強化してまいります。

火災への対応だけではなく、自然災害発生時にも、消防団の力はなくてはならないものがあります。今後とも、消防団を中核とした地域防災力を強化すべく、町として消防団の機能充実とバックアップを行ってまいります。

次に、防災備蓄品の現状及び強化項目についてであります。備蓄品としましては、水、ビスケット、マジックライス等の食料品や紙おむつ、生理用品、トイレットペーパー等の日用品、寝具、避難ルームテント、携帯トイレ、大型釜等の生活用品を大平町の備蓄倉庫に保管しており、西山支所には寝具と水と食料品を、そして、大野、大野新田、小柳津、塩野、軽井沢、牧沢、鳥屋、四ツ谷、高森の各地区集会所へ水と食料品を保管しております。

強化項目といたしましては、今年度、避難所で使用する段ボールベッド、蓄電池のほか、河川の増水に対応するため止水パネルを購入する予定であります。

以上です。（「町の」の声あり）

大変失礼しました。

次に、町の公共交通につきまして、町民バス「ふれあい号」は、町内2業者に運行業務を委託し、29人乗りバス4台、14人乗りワゴン車2台で町内11系統を定時定路線型で運行をしております。

近年、少子高齢化や人口減少によってバスなどの公共交通機関を利用する人が年々減少している中、県内では公共交通計画の見直しによってバス路線の再編・廃止、新たな運行方式の導入が行われているところであります。

会津管内におきましても、会津圏域公共交通活性化協議会で次期利便増進実施計画の見直しについて協議されており、バス路線の再編等が行われるものと思われます。

当町では、次期利便増進実施計画の動向を踏まえながら、近隣市町村との情報共有を図るとともに、過疎地域の移動手段の確保と利用者のニーズに合った運行方法について検証する必要があると考えておりますことから、現在、会津管内においてデマンド交通導入実績のある民間企業から提案を受け、当町での導入について有識者間での情報交換を行ったところであります。

実際にデマンド交通方式を導入した近隣の自治体の話によりますと、導入後には利用者数が増加し、運行経費の削減にもつながったと聞いておりますが、課題もあるということであります。このことから、今年8月に町主催で開催しました地域交通のワークショップを引き続き実施し、町民やバス利用者、運行事業者からご意見をいただきながら、今後の運行方式の見直しに向け取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長

これより一問一答方式により再質問を許します。

総務文教常任委員会副委員長、小林 浩君。

○総務文教常任委員会副委員長

それでは、再質問に入らせていただきます。

まず、防災について再質問させていただきます。

まず初めにですが、柳津町消防団の現在の団員数並びに欠員数及び役場自衛消防隊の隊員数を伺いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

現在の町消防団員の人数につきましては、213名となっております、定員が270名でありますので、57名、欠員となっているところでございます。

次に、町役場の自衛消防隊の隊員数でございますが、28名ということでございます。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○総務文教常任委員会副委員長

213名ということで、57名の消防団欠員。やはり人口減少に伴い、消防団の団員数の減少も仕方ないのかなと思いますが、それを踏まえて次の質問をさせていただきます。

人口減少に伴い、団員数の減少と高齢化が進んでおり、班といっても二、三名での活動を余儀なくされている班も複数あると思いますが、今後、町として消防団の班同士の統合、分団同士の統合ということは考えているかどうか、伺いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

町消防団の各班の班員の人数でございますけれども、3名以下の班が10班ほどございます。特に第5分団につきましては少ない状況でありますので、毎月開催している幹部会のほうでも、4分団と5分団の統合につきまして現在、協議をしているところでございます。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○総務文教常任委員会副委員長

3名以下の団員の班が10班あるということで、やはり3名以下での地区での活動、かなり厳しいところも出てくると思いますので、2つの地区を2つの班が合わさって、兼務して活動を行うというのも1つの手になってくるのかなと思います。

そして、今、4分団と5分団の統合ということもありましたが、やはりその辺も含めて、今、多分、幹部に人数を上げてというのも、なかなか幹部、上がってくれる人も少なくなっている状況で、統合することがあれば、もちろん幹部の数も少なく済むとは思いますが、今後、班の統合、分団の統合ということで、慎重にはなるとは思いますが、ご協議いただきたいなと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

現在、柳津町消防団員は、柳津町に住所があるか、柳津町の職場に勤務をしている者が入団していると認識しておりますが、団員数の確保という点で、今後、現在の入団の規定の変更、例えばですが、柳津町出身者で会津管内に住所がある者、住んでいる者は入団できる等の考えはあるかどうか、伺いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

柳津町出身者で会津管内に住んでいる方を町の消防団員にできないかというご質問かと思われますけども、例えば夜間の火災など、いざというときにほかの市町村から駆けつけるのは時間もかかりますし、厳しいと思われますけども、なお、今後、幹部会のほうでも話をしてみたいと思っております。

なお、例年、町の広報紙や毎年開催している区長会などで団員の募集について掲載や依頼をしているところでありますので、今後も団員の確保に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○総務文教常任委員会副委員長

今、総務課長からあったとおりだと思います。火災があったときに他市町村から駆けつけるというのは非常に厳しいのかなというような感じはしますが、逆にですが、災害時や捜索時など、何日も出動しなければならない場合ですと、少しでも団員数が多かったり、延べ人数が多かったりすることができて活動に当たることができれば、人命救助にもつながったり、

災害を最小被害で食い止めるようなことができると思いますので、そこら辺も含めて入団の規定、こちらを検討していただきたいなと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

今後、組織としての連携や扱いやすく設備の軽量化を図る等、地元の方々の負担を軽減できる取組が必要と考えておりますが、町当局の考えを伺いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

さきのご質問にもありましたけども、団員も高齢化とか少人数となっているということで、また、地域の方も高齢化しておりますので、小型動力ポンプの更新時には、各班などの状況を鑑みまして現在も軽量化のポンプのほうを導入しているところでございます。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○総務文教常任委員会副委員長

確かにポンプが重くてっていうのが、今まですごく運ぶのも大変だったということがかなりあったんですけど、近年、ポンプの小型化ということ、進んでまいりました。今後とも、そういった小型ポンプ、ぜひ採用していったって少しでも団員の作業の手間にならないような形で進めていただければなと思います。

では、次に移らせていただきます。

今年度は9月に安久津、桐ヶ丘、檀ノ浦、柳ヶ丘の各地区で、11月には6年ぶりに圓藏寺自衛消防隊との合同防災訓練を実施しておりますが、今後、少人数や高齢者でも地区の防災訓練や活動ができるような工夫が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

町長の答弁にもございましたが、地区の消防団員指導の下、消火栓の使い方、また、ポンプの使い方など、訓練をしているところがありますので、そういったことが地域全体に広がっていくような取組ができるよう、今後、考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○総務文教常任委員会副委員長

課長の説明でその点は承知いたしました。

では、次に移らせていただきますが、近年、ポンプ操法の地区予選が廃止となり輪番制で県大会へ出場するように変更になったことにより、消防団員の訓練の機会が減り、ホースの担ぎ方、展張の仕方、つなぎ方等、基本的な動きが分からない団員、こちらも増えてきていると感じております。有事の際の活動中の事故やけがの防止の観点からも、基本動作等の訓練も今後、必要になるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。あわせまして、役場自衛消防隊の隊員も同じように基本動作等の訓練は必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおりでございまして、町消防団、それから役場自衛消防隊の参加の下、9月に実施しました町の防災訓練などでもホースの延長の仕方とか、つなぎ方、管鎗の持ち方なども十分でない団員もおりましたので、基本動作の訓練は必要であるというふうに私も感じたところであります。今後、幹部会、また、役場内でも協議をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長

1番、小林 浩君。

○総務文教常任委員会副委員長

やはり防災訓練も、火災が発生しました、訓練の中で、家庭に向かって放水しますという

ような流れでやっておりますが、先ほども言いましたが、それ以前の訓練ということを先にやってから、そういった流れの訓練が必要になるのではないかなと感じました。

私も消防団員として圓藏寺の合同防災訓練に出動させていただいたんですが、その際に、吸管を防火水槽の中に押さえる役目で今回はやらせていただいたのですが、その押さえている位置もやはり、消防団の幹部の人から、その位置だともしかするとこういった場合には危険が生じるので立ち位置はこっちですというような指摘も受けましたので、そういった細かいところも、座学等にはなってしまうかもしれませんが、危険防止のためにも消防団一人一人が把握していただける状態をつくっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

先ほどの訓練の話と少しかぶるところもございますが、現在、年2回実施している検閲式をどちらか1回にして、もう1回の検閲式を年に一度の訓練の日に充てるというのも1つの手段ではないかと考えているのですが、町当局の考えを伺いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

他の市町村の消防団でも、年2回実施しております検閲を1回にしまして実際に水をはじくまでの訓練をしているところもあるようでありますので、さきのご質問にもありましたけども、基本的な動作の訓練にもなりますので、前向きに考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○総務文教常任委員会副委員長

今、総務課長のほうから説明あったとおり、私も会津若松市の消防団員の方にお聞きしたんですが、今年は若松も年に一度だけの実施で検閲があったということで、もう一度の検閲式では、水をはじくところまで選ばれた班が放水を行ったということでありました。放水の仕方も、防火水槽、各プールを設置して、食紅で色をつけた水を何色分もプール、準備をいたしまして、どこの班はこの色、どこの班は赤とかという形で7本くらい放水したというこ

とでありますので、そういったところで、放水までの時間を競わせたりするのもまず1つの技術力の向上にもなるかと思えますし、その辺も含めまして今後の検閲の在り方、そして、訓練の在り方というものの見直しのほうを考えていただけたらと思います。

続きまして、次の質問に移ります。

町長からの説明にもありましたが、今年度、B & G財団の助成事業により油圧ショベルと3トンダンプが町に2台ずつ整備されるということで、災害時の応急対応力は大きく強化されると思います。宝の持ち腐れにならないように、役場職員だけでなく消防団員も機器をこなせるような体制づくりをしっかりとさせていただきたいと思います。これからの講習会にかかる費用もB & G財団で助成いただけるとのことでございましたが、町職員、消防団、それぞれ何名ずつ程度、この講習を受けていただくかどうかという考えがあるかどうか、こちらを伺いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

操作研修の受講人数ということでございますけども、それぞれ何名ということではございません。人数につきましては最低20人とされておりますことから、できるだけ多くの職員や団員に受講してもらえよう考えているところでございます。

また、研修に要する費用につきましても、B & G財団のほうから3年間、支援いただけるということになっておりますので、有効に活用していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長

1番、小林 浩君。

○総務文教常任委員会副委員長

総務課長の説明の中で、最低20名ということでございました。本当にこちらに関しては1人でも多くの職員の方々、そして消防団員、消防団員に限らず地区の方々、受講していただいて、多くの町民の方々が操作できるようにしていただいて有事の際に備えていただきたいなと思います。3年間、こちらが可能ということでございましたので、単年だけでなく3年間を通して、1人でも多くの人数の受講確保ということをしていただけるようお願いを申

し上げたいと思います。

続きまして、備蓄品に関してですが、説明のとおり、現状は理解いたしました。

今後の強化項目として、段ボールベッド、蓄電池、止水パネルの購入を予定しているとのことでしたが、政府は先月、災害時における避難所の環境改善に向け、全国の自治体に対し水洗式の便器を備えた移動式のトイレやキッチンカーなどの防災備品の導入費用を補助する方針を固めました。強化項目として上げた段ボールベッドのほかにも、トイレカーやトレーラー、暖房器具、炊き出しセットなどの導入費用を補助されるということでございます。こういう補助を活用しながらこれからの防災備品の強化も図るべきと考えますが、町当局の考えを伺いたと思います。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

さきの町長の答弁にもありましたような備品のほかにも、大型の暖房機器などは整備しております。それから、B & G財団からの支援を受け、今年度、災害時に避難所で使用できる備品につきましては整備してまいりますけども、必要な資機材については、よく精査をしまして、必要なものについては議員おただしの補助制度を活用しまして整備していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長

1番、小林 浩君。

○総務文教常任委員会副委員長

総務課長、おっしゃってくれたとおり進めていただきたいなと思います。その中で、備えあれば憂いなしという言葉もございますが、しっかり備品のほう、災害時にこのものが1つしかなくてこちらの地区にはこのものがないませんでした、暖房器具が少なくて寒い思いをしたと、そういうことがないように今後、検討していただけたらなと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

先ほど総務文教常任委員会からの報告の中で、田崎信二議員からの報告にありましたが、さきの総務文教常任委員会の視察の中で、大量送排水ハイドロシステムという油圧式の大量

送水・排水が可能な油圧ポンプの視察をいたしました。このシステムだと発電機を必要としないため、車両への積込みの必要もなく、すぐにポンプ運搬が可能となることで、災害を最小限に抑えることも可能になると思われます。こちらも国からの財政措置があるので購入を検討すべき項目と考えますが、いかがでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

大型の排水設備の導入ということかと思われますけども、現在、町のほうにも大型の排水ポンプがありますが、発電機とは別となっております、それぞれトラックに積んで現場まで持っていき操作することになりますけども、ある程度、前もって大雨が予想されるときには早めに準備のほうはできますので、財政措置があるということでございますけども、当然、一般財源のほうもかかってきますので、導入に当たりましては、その必要性を十分に考えていく必要があるというふうに現在、思っているところでございます。

以上でございます。

○議長

1番、小林 浩君。

○総務文教常任委員会副委員長

課長の説明で内容は承知いたしました。

先ほどの補足的なものになってしまいますが、先ほどのハイドロシステム、こちら油圧だけでポンプが動かせるので、本当にボタン、スイッチを押すだけ、オンにするだけで1分間に、先ほど田崎信二議員のほうからもありましたけれども、一番小型のものでも3,000リットルという水が送排水できますので、災害時の消火用水の大量送水、洪水水没箇所からの大量排水、水不足災害時の生活用水の確保など、様々な利用方法がありますので、こちらを検討していただけることを強く望みたいと思います。

なお、一度そういう車自体を見てみないと何とも実感が湧かないところもあると思いますので、来春以降、デモカー、これを各地で回って見せに来ていただけるということをお聞きいたしましたので、ぜひ柳津町にも来ていただいて実物を見ていただくのも1つの手かなと思いますので、その辺もご検討のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、次に移らせていただきます。防災に関しては、次で最後にさせていただきます。

現在、柳津町では備蓄食料品の消費期限が近くなったものに対しては、子供たちや町民の方々に配布をしていると認識しておりますが、SDGsの観点からも今後もこうした取組はぜひ持続していただくことを要望いたしまして、防災のほうの質問を終わらせていただきます。答弁は結構でございます。

続きまして、公共交通について再質問させていただきます。

まず、ふれあい号の現状について伺います。現在、定時運行型路線で6台が運行しておりますが、平均乗車率及び乗車人数がどれくらいお聞かせ願えたらと思います。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

町民バスの平均乗車率、乗車人数ということで、今年の4月から11月中旬までの実績でありますけども、平均乗車率は1便当たり0.81人で、乗車人数については全路線で9,348人となっております。ただし、スクールバス機能もありますので児童生徒も乗車しておりますが、乗車人数に子供たちの人数は含んでおりません。

以上でございます。

○議長

1番、小林 浩君。

○総務文教常任委員会副委員長

児童生徒の人数は含んでいないということでございましたが、それを引いてもやはり0.81人というのは、ちょっとさみしい数字かなというように感じました。

それを含めて次の質問に入らせていただきますが、現在、29人乗りのバスが4台運行しておりますが、今ほど総務課長の答弁の中の乗車人数で考えますと、29人乗りのバスが本当に必要なのかということに疑問を感じます。このバスを14人乗りのワゴン車に入れ替えただけでも運行経費の削減、年間の維持費の削減が見込まれると考えますが、町当局の考えを伺いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、平均の乗車率からいえば、29人乗りのバスについては不要であるというふうに思っておりますけども、路線によっては児童生徒が多い路線もありまして、全てワゴン車に入れ替えるのは現時点ではできない状況でございます。今後、バスの老朽化などにより更新の際にはワゴン車に変えていくことができる路線もありますので、29人乗りの一部をワゴン車にしていき、維持管理経費も削減していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長

1番、小林 浩君。

○総務文教常任委員会副委員長

本当に14人のワゴン車で可能な路線があるのであれば、総務課長から今、答弁あったとおり、次の買換えの時期は考えていただきたいなと思いますし、これからの児童生徒の乗車人数というものの、各路線、大体把握できると思いますので、その辺も含めた上でのバスの代替を考えていただけたらなと思います。

あと、西山地区からはスクールバス、生徒専用路線が2台、出ている現状ではございますが、こちらもかなり余裕があるような、座席にですね、状況になっておりますので、今後の乗車人数も踏まえた中で、今後、教育委員会さんのほうとの兼ね合いもあるとは思いますが、そういった生徒専用路線のほうに柳津地区の生徒を乗せて運行することにより、例えば、29人乗りのバスを利用しなくても済むようなことができるのであれば、今後そういったことも考えていただきたいなと思います。

それでは、次に移ります。

総務文教常任委員会の視察先の埼玉県滑川町でも、以前は路線バスを運行しておりましたが、柳津町と同じようにあまり乗車する人数が少ないということで、現在は3台の車両で4人の運転手が待機しているドア・ツー・ドア方式を取り入れ、乗車人数が大幅にアップしたとのことでした。それぞれ自治体で人口の違いや地形の違いなどございますが、柳津町としてどのような運行方法が町民の皆様のニーズに合っているのか。現在の時点での考えで結構ですので、その考えを伺いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

現段階での私の考えということになりますけども、町の地形的なこと、また、高齢者が多いということで、現在の定時定路線型、それからデマンド方式の併用がよいのではないかと
いうふうに現在、考えているところでございます。

以上でございます。

○議長

1番、小林 浩君。

○総務文教常任委員会副委員長

なかなかデマンド一本ということもやはり厳しいかなとも私も思いますし、だからといって、今の運行の仕方でいいのかということのも、やはり変えていかなきゃいけないところではあると思います。経費のほうの問題もありますので、これは慎重に、本当にどういったやり方がいいのか、柳津町に合っているのかということを考えながら取り組んでいただきたいなと思います。

次の質問なんですが、柳津の町民の皆様のニーズに合った運行方法を取り入れるためにも、どういった方法がいいのかというものを町民の皆様にアンケートを実施して、町民の皆様の意見を直接吸い上げるのも必要なのではないかと考えておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

町の公共交通に関しましてのアンケートということでございますけども、振興計画の評価を実施していく際の参考資料としまして公共交通の利便性についても町民アンケートを取っておりますけども、運行方式など、より詳しい詳細な町民アンケートということで実施していくことも考えていたところでございます。

以上でございます。

○議長

1番、小林 浩君。

○総務文教常任委員会副委員長

ぜひアンケート、やはりふれあい号、いつも乗っている、利用している町民の皆様に直接こういった方式にしてほしい、こういった時間帯にしてほしいというものを聞いた上で、その意見を吸い上げていってもらいたいと思いますので、アンケートの実施、十分検討していただけたらと思います。

あわせて、私のほうでも、西山地区の3路線、ありますけれども、3路線とも支所ゆきげ館が発着場所に今現在なっているわけですが、その中で琵琶首方面から来るバスは、砂子原の村なかを通過してゆきげ館まで行くので、砂子原の村なかに用事がある場合、郵便局に用事がある場合、途中で下車ができるということで、その件に関してはいいとは言われているんですが、逆に、高森線、そして大峯線に関しましては、砂子原のほうに来ました、砂子原の村なかを回らずにゆきげ館でストップしてしまい、ゆきげ館の駐車場で降車ということになりますので、そこから郵便局まで歩く、パーマ屋に髪の毛を切りに行くとか、なかなか年配の方々が、ちょっと距離が遠い、歩くのちょっとつらいといった意見が結構出ているのが現状でございます。せめて砂子原の地区を一周してもらるか、降車場所を旧診療所の前にしてほしいという意見がかなりありますので、その点も含めて今後、バスの運行方法を考えていただけたらと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

先ほどの町長の説明でデマンド交通の話がありましたが、今後、ライドシェアを取り入れていくというのも1つの手法なのかなと考えておりますが、こちらに関して町当局の考えを伺いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

当町におけるライドシェアの導入ということでございますけれども、地域交通のワークショップの中でもライドシェアにつきましてご意見がありましたが、先日、県内では二本松市

のほうで初めて導入したということですので、当町で導入するに当たりましては、よくその内容を熟知しまして、町に適しているのか、いないのか、ワークショップなどで話し合いを今後もしてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長

1番、小林 浩君。

○総務文教常任委員会副委員長

私も二本松でライドシェア、実施されたというニュースを聞きました。本当に柳津町にとってデマンド方式がいいのか、ライドシェアがいいのか、いろいろな協議が必要だとは思いますが。やはり今後、人口減少、少子高齢化の中でこういった方式を進めていくのか。町民の皆様が使い勝手がよく、安心して利用できる運行方法の早期実施へ向けて、課題解決への取組に今後とも町当局として力を入れていただくことを要望いたしまして、私の代表質問を終わらせていただきます。答弁は結構です。

○議長

これをもって総務文教常任委員会副委員長、小林 浩君の代表質問を終わります。

◇

◇

◇

○議長

ここで、暫時休議いたします。

再開を11時15分といたします。（午前11時07分）

○議長

議事を再開いたします。（午前11時15分）

◇

◇

◇

○議長

次に、産業厚生常任委員会委員長、松村 亮君の登壇を許します。

産業厚生常任委員会委員長、松村 亮君。

○産業厚生常任委員会委員長（登壇）

通告のとおり代表質問いたします。

1、地域振興について。

本年3月、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、柳津町歴史的風致維持向上計画が認定を受けたことは記憶に新しい。計画の序章に記載のとおり、歴史・

文化的な資源を活用し、また、本町らしい景観を生かしたまちづくりにご期待申し上げるところであります。

そこで、次のとおり質問いたします。

①本計画では期間内に実施する事業が大きく5つに分けられているが、各事業の概要を伺います。

②具体性や実効性を踏まえた各事業の優先順位について伺います。

③現時点までの実施事項と今後のスケジュールについて伺います。

2、農業振興について。

人口減少、生産者の高齢化、そして、近年では物価高や燃料高騰による生産コストの上昇など、農業者を取り巻く環境は年々厳しさを増す現状を大変憂慮しております。

そこで、次のとおり質問いたします。

①持続可能な営農体制の構築について、本町における農業の位置づけと見据える将来像について伺います。

②第6次柳津町振興計画の農林業の振興施策には、ICT機器関連の記述が一切ありません。目指す姿、基本事業、町の農業者の現状を踏まえ、スマート農業導入に対する町のお考えを伺います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

産業厚生常任委員会委員長松村 亮議員のご質問にお答えいたします。

地域振興につきまして、まず、本町の歴史的風致維持向上計画の5つの事業の概要でございますが、国の重要文化財である奥之院弁天堂の維持管理や周辺整備を行う「文化財の保存・活用に関する事業」、伝統行事の継承や人材育成を支援する「伝統を反映した人々の活動に関する事業」、景観計画や景観条例の策定、会津柳津駅の運営・活用、圓藏寺周辺の整備や道の駅周辺の再整備など「歴史的建造物に関する事業」、地域の歴史・文化の啓発、郷土の学習の促進、まちづくり人材の育成など「歴史的風致に対する意識の向上と情報発信に関する事業」、町内の歴史的建造物や町並み、民俗文化・伝統行事の調査・記録作成など「歴史・文化遺産の総合的な把握に関する事業」となっております。

各事業の優先順位でございますが、5つの事業における細分化された事業の中には既に取

り組んでいる事業もございますので、それぞれの事業について関連性を考慮し、実施可能なものから実施し、町民や関係者の皆さんとの協議が必要な事業につきましては、ご理解を得ながら進めてまいりたいと考えているところでございます。現時点では、会津柳津駅の運営・活用事業やまちづくり人材育成事業などが既に実施されております。

今後のスケジュールでございますが、景観計画につきましては策定まで最低3年程度の時間を要することから、今年度中に委員会を立ち上げ着手する予定となっております。また、歴史的風致維持向上計画が認定されたことにより、活用できる国の補助金が令和7年度事業から対象となることから、今後、当初予算の編成に向けて庁内で対象事業の選定を進めてまいりたいと考えております。

次に、当町における農業の位置づけと見据える農林業の将来像についてであります。農業は町の主要産業であり、水稻、トマト、キュウリ、宿根カスミソウ等の振興作物を中心に振興計画にも掲げております「売れる農業」を目指し各種補助事業等を行っているところであります。

また、林業につきましては、町の約87%が森林でキノコや山菜、木の実等の山の幸が豊富であり、クマ、シカ、イノシシ等の動物も多く生息しております。農作物に被害を及ぼす害獣とは言われておりますが、緩衝帯整備や間伐などを行いながら、共存できるような自然豊かな森林づくりができるよう各種事業を展開しているところであります。

農林業の将来像につきましては、まず、農業では、他の分野と同様に、人材確保と育成が最も重要であると考えております。町内に担い手がいないのであれば、地域おこし協力隊等、外部から担い手を呼び込み育成した上で、農地を集積し規模拡大していくことが理想であります。しかし、当町は中山間地域でありますので、効率よく集約や集積をしていくことが大切だと考えております。また、本年度策定している地域計画などを活用しながら、耕作放棄地が増加しないように働きかけていきたいと考えているところであります。

林業におきましては、本年度事業において50年後の理想の森林づくりをするために、今後50年の取組をまとめた柳津町森林利活用ビジョンを現在、策定中であります。先ほども述べたとおり、動物と共存できる自然豊かな森林づくりをしていきたいと考えております。

次に、スマート農業に関する町の考え方につきましては、経営面積の拡大、労力の軽減、売上拡大、担い手不足等の様々な農業課題を解決する手段として、スマート農業は重要な役割を担うものと考えております。現在、水稻農家ではスマート農業の利用として、水田の除草剤まきをラジコンボードやドローンを活用し省力化を図っております。しかし、高齢化や

導入及び維持経費の関係で、小規模農家の方々は導入に踏み切れないでいるのが現状であります。第6次振興計画の施策に表記はありませんが、現在も町単独事業の担い手確保・経営強化支援事業等を利用すれば導入できますので、スマート農業を活用しないというわけではなく、むしろ活用して様々な課題の解決につなげていけるよう、生産者の方々や関係団体と十分に協議連携を図りながら進めてまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長

これより一問一答方式により再質問を許します。

産業厚生常任委員会委員長、松村 亮君。

○産業厚生常任委員会委員長

それでは、早速、再質問に移りたいと思います。

歴史的風致維持向上計画が認定されて、一体何なんだいっていうのが町民の方の大方の感想だったりすると思うので、いろいろ大切な部分の確認なども踏まえながら質問していきたいと思っております。

まずもって、柳津町が歴史的風致維持向上計画に取り組む目的について、担当課長にお伺いします。

○議長

答弁を求めます。

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

まず、取り組む目的ということでございますが、町の今現在ございます文化財などの活用や新たな資源の掘り起こしを行いまして、地域の魅力向上を目指し、歴史的建造物や伝統、風習、風情等を後世につないでいくために、本町の魅力ある歴史文化の継承を通して町民自らがまちづくりに参画し地域の誇りを醸成することによって町の振興を図ることを目的としてございます。

以上でございます。

○議長

5番、松村 亮君。

○産業厚生常任委員会委員長

答弁のとおりなんです。ちょっと一部、今日の一般質問用に歴まち計画の概要版みたいなものを自分で作って持ってきているので、一番最初の序章に書いてある目的なので、皆さん、見る機会があればぜひ確認をしていただきたいと思います。まず、この目的を見失わないようにやっていきましょうよというのをしっかり共有認識として持っていきたいと、このように思っております。

次の質問に行きますけども、答弁にあった5つの事業のうち3つの事業に関して整備、もしくは再整備というワードが出てきたかと思います。景観計画や景観条例がないと事業実施が困難である、もしくは、統一感や脈絡のない事業になることが予想されるため、必要性、優先順位が高いものとする点から、次の質問をいたします。

景観計画策定に当たり、答弁では「今年度中に委員会を立ち上げ」とありました。柳津町歴史的風致維持向上計画の策定委員会や推進協議会、これに関しては構成員が一緒というような記憶をしておりますが、その協議会と景観に関する委員会、この双方の役割の違いと新規で立ち上げる委員会の構成基準についてお伺いをいたします。

○議長

答弁を求めます。

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは、お答えいたします。

まず、歴史的風致維持向上計画策定時におきまして協議会ということで立ち上げておりますが、そちらにつきましては、まちづくり全体に関する計画策定でございますので、やはりまちづくり全体に関する知見が必要な方、学識経験者等が委員となってございます。

今回、景観計画策定に当たりまして選定させていただきます委員につきましては、やはり求められる専門性としましては、学識経験者はもちろんでございますが、やはり実施していく実行可能という部分で建築関係者や道路管理の関係者など、どちらかといいますと事業を実施する方々を委員に選定しまして、景観条例の制定の可否も含めて今後、協議をしていきたいと思っております。

それで、現時点では、それぞれの計画、進捗管理につきましては、策定時の協議会、また、今後、景観計画に係る委員会でございますが、それぞれで本来であれば管理をしていくということでございますけども、ただし、今後、歴史的風致維持向上計画とまた景観計画ということで同じ道を進む部分もございますので、一本化しての進捗管理というのでも考えていかな

ければいけないのかなというふうには思っています。

以上でございます。

○議長

5番、松村 亮君。

○産業厚生常任委員会委員長

大変丁寧なお答えでありまして、ただ、言葉で聞いていると皆さん、うーんとかって思うことはあると思うんですけど。景観計画策定に当たって新たな委員会が立ち上がるよというところと、歴史的風致維持向上計画全体図を見たときに、どうしても重複する部分が出てきますので、今後どちらかを母体として一部吸収していく、こういうような動きがあるということであります。ちょっと私の説明が分かりづらかったら申し訳ないんですが。

今年度中に景観計画の策定委員会を立ち上げるという話があって、現在、既に12月になっております。1年間の大体4分の3が過ぎようとしているわけなんですけども、このタイミングになった要因、そして、このご所感について、担当課長に伺います。

○議長

答弁を求めます。

みらい創生課長。

○みらい創生課長

答弁申し上げます。

この時期になってしまったということですが、今、選定をしているところでございますが、なかなか学識経験者の部分で、歴史的風致維持向上計画の策定委員会とはまた別な学識経験者と。先ほど言ったとおり、実効性、事業主体の経験者でございますので、そういった学識経験者の方の選定に時間を要しているということございまして、だんだんと見えてきたのかなという今、状況でございます。

以上でございます。

○議長

5番、松村 亮君。

○産業厚生常任委員会委員長

遅いんじゃないですかということを言いたいわけじゃないんですよ。そこに何の理由があったかを聞きたいだけの話であって、調整に時間がかかるってということだと思います。

次に、本計画の策定、柳津町歴史的風致維持向上計画、認定されましたけど、策定支援業

務として関わった企業があったと思います。今後、この企業はどのような立ち位置になっていくのか。歴史的風致維持向上計画の事業に関する設計やデザインについて、今後、この企業を中心にやっていくおつもりがあるのかどうかについて伺います。

○議長

答弁を求めます。

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは、質問にお答えいたします。

今現在、携わっていただいている業者、歴史的風致維持向上計画策定時に携わっていただいた業者につきましては、現在、景観計画の策定支援業務ということで支援業務のほうにも携わっていただいております。

ただし、景観計画、策定が終わりましたら、終了後ということでございますが、通常、事業それぞれの、先ほどありました5つの事業の細分化された事業等、ございます。そういった部分でどのように関わるのかということであろうと思いますけども、それにつきましては、やはりほかの事業者と同様に、もちろん業者選定に当たりまして町の入札制度がございますので、入札なりプロポーザル方式を取ってきちんと選定していきたいというふうに考えております。

○議長

5番、松村 亮君。

○産業厚生常任委員会委員長

返答によっては、追加の質問をしようと思っていました。

今のお話でいうと、景観計画の策定支援についても当該企業が入っているということが、まず1つ。この先は、何がしかの、例えば整備事業であったりというのが出てきた場合には、フラットな立場の中で各事業者とのやり取りにしていくということだったと思うんですけど、1つ危惧をしているのは、景観計画にこういった企業が既に入っている、仮に景観策定委員会に入らないにしても、入っているとなった場合に、今後、この町でこの事業に関わる整備であったり、例えば、色の塗り直しとか、そういうもののデザインの中心がその会社になっちゃうと、大丈夫なのかいとか、それを基にやるわけじゃないですか。だから、あくまで本当に景観策定支援の資料を作ったりする、そういう支援業務の内容であればいいですけど、そこにこういうデザインにしまししょうとか、こういう建築にしまししょうっていう基準

までその会社がもし関与してくるんだとすると、この先、ちょっといろいろな弊害というか、が想定されるんですが、その辺は課長、いかがですか。

○議長

答弁を求めます。

みらい創生課長。

○みらい創生課長

景観計画の策定、今後、進めていくわけですが、その中、委員が各自、各専門的な知識を持っている方の委員が選任されますが、そこにはもちろん企業は入っておりませんので、まだ、そこで決めた部分について今後、例えばデザインを行っていただくとか、そういった部分については、あくまでも入札制度にのっとってやっていきたいという答弁でございます。

以上でございます。

○議長

5番、松村 亮君。

○産業厚生常任委員会委員長

理解したところであります。今のタイミングであんまり深掘りするような内容でもないのかなと思うので、ご参考までに聞きました。

それでは次に、答弁の中には景観計画の策定までに最低3年程度とありました。その理由について伺います。また、3年間程度費やすはずですから、こういった点に注力をしていきたいと思っているというようなものがあれば、併せてお伺いをいたします。

○議長

答弁を求めます。

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは、お答えいたします。

3年程度という町長の答弁、ございましたけども、それにつきましては、国からの情報ということで、既に計画を策定しているところの他自治体の平均的な策定期間としてやはり3年はかかるというようなことでございます。その内容的なものでございますけども、景観の要素の調査、またあと地域住民との合意の形成ということでございます。町としましても、やはり地域住民との合意形成の時間をかけていきたい、かけなければならないと思ってございます。もしかしたら3年じゃなくて4年、それによつては4年、5年となる可能性もないわけ

ではございませんので、あくまでもやはり合意形成を図っていきたいということでございます。

以上でございます。

○議長

5番、松村 亮君。

○産業厚生常任委員会委員長

3年間、調査と多分もろもろの課題であったり要望であったり意向であったりみたいなことの抽出、そういったことを考えると、非常に年月がかかるんだなと。一般論でありますけれども、こういったものが示されているというところであります。

次に質問したいのが、柳津町歴史的風致維持向上計画では、重点区域なるものが設定されております。確認のため次の質問をいたします。

まず、重点区域の選定理由とどのような効果を狙っているのかについてお伺いをいたします。

○議長

答弁を求めます。

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、重点区域の選定の理由ということでございますが、国指定の重要文化財、歴史的風致維持向上計画策定には必ず重要文化財が町にないと策定できない計画でございましたので、国指定の重要文化財であります奥之院弁天堂を中心に、関連の深い圓藏寺の伝統行事が色濃く分布しています8つの行政区につきまして重点区域というふうに設定させていただいてございます。関連する歴史的風致を一体的かつ重点的に維持向上させることによりまして、固有の歴史文化の価値や魅力を町内外に示すことができ、それによりまして町の観光・商工業等の振興にもつながっていくという効果を期待しているものでございます。

以上でございます。

○議長

5番、松村 亮君。

○産業厚生常任委員会委員長

今のお答えって歴史的風致維持向上計画の95ページに書いてあります。これはホームページ

ジにも載っていますので、ぜひ皆さん、ご覧いただいて確認をしていただきたいと思います。

町の観光・商工業等の振興を図るような狙いがあるということで、すごくぜひ頑張っているなと思っていたりするんですけど、次の質問、じゃあ実際、重点区域で何やるんだいって話があると思うんですが、重点区域における施策、取り組む事業ですね、として、本町のホームページに掲載している柳津町歴史的風致維持向上計画の概略版を拝見しますと、主立った5つの事業があります。名称と概要について担当課長にお伺いをいたします。

○議長

答弁を求めます。

みらい創生課長。

○みらい創生課長

ご質問にお答えいたします。

まず、1つ目としまして、先ほども答弁いたしました、重要文化財であります奥之院弁天堂整備事業ということで、屋根のふき替え、また、周辺の石畳とか参道の整備の美装化ということですか、そういったものを実施したり、文化財を維持していくことが事業となっております。

2つ目としましては、圓藏寺周辺の整備事業としまして、圓藏寺周辺の景観や環境を整備していく事業となっております。

3つ目は、重点区域における景観形成支援事業ということでございまして、重点区域内の建造物の統一的な整備支援を行うことによりまして、歴史的町並み形成を進めていく事業となっております。

4つ目でございしますが、道の駅周辺エリア再整備事業としまして、道の駅エリアを町内を回遊する際の拠点として再整備を行っていく事業となっております。

5つ目でございしますが、会津柳津駅運営・活用事業としまして、既に駅舎については整備されてございますが、さらに駅周辺の整備または活用ということで図っていく事業となっております。

以上でございます。

○議長

5番、松村 亮君。

○産業厚生常任委員会委員長

5つの事業は今、ご説明のとおりなんですけど、5番目の会津柳津駅舎の運営・活用事業に

については、既に町も力を入れて実施をされているところであろうと思います。道の駅周辺エリア再整備事業については、やっていることとやっていないことがあるので、微妙なところでありますよと。

先に述べた3つ、奥之院弁天堂整備事業、圓藏寺周辺整備事業、重点区域における景観形成支援事業については、これからのことかなというふうに思っておりますが、次の質問は、重点区域の主要事業の5つのうち3つないしは4つ、今、述べたものですね、景観計画や条例がないと進められないのではないかなというふうに感じております。その一方、重点区域の動向については、町民の関心度も高いところであります。

本計画は10年一区切りのものでありますけれども、町としては、そもそも10年の中で何をどこまで進捗させるおつもりなのか。まず、担当課長の見解を伺います。

また、小林町長2期目の公約、まちづくりの欄があるんですけれども、歴史的風致維持向上計画を策定し自然景観や歴史的景観を整備するというふうに書いてあります。先ほどの答弁からしますと、3年間、最低でも計画策定に時間がかかるよというお話の中で、景観計画や景観条例が策定されないうちは整備できないだろうというふうに思いますが、これについてはどのような受け止めをされているか、お伺いをいたします。

○議長

答弁を求めます。

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは、質問にお答えいたします。

なかなか現時点で、先ほども答弁いたしました、景観計画が3年ということでございますので、どこまで実施できるのかということ、なかなか明言できるものではないんですが、景観計画を策定する意義としまして、今、10年1期目の歴史的風致維持向上計画ということで認定を受けております。その後、2期目も認定を受けることができるんですが、それを受けるには景観計画が必須となつてございます。そういったことも踏まえまして今、策定していこうということでございます。1期目におきまして、先ほども答弁いたしました、時間をかけて地域住民のご理解を得ることが大変重要と考えてございますので、それに伴いましてできなかった事業も出てくると思います、10か年のうち。そういったものをどうするんだということでは、2期目でのスライド、2期目に入ってから部分も可能だということでの国のお話もございますので、そちらで実施していけるかなというふうに現時点では考えてお

ります。

以上でございます。

○議長

町長。

○町長

私の選挙公約についてどうかということでありますけれども、自然景観、歴史景観を進めていく中で、ああ、だんだん形になってきたぞというふうになるまでには、15年、20年、25年、私はかかるんだろうと思います。お金も時間もかかってくる事業であることには間違いがない。そして、取りあえず、出だしの3年間、じゃあ、何すんだというような話でありますけれども、これまでの答弁の中でも触れましたし、今、課長の答弁の中にもありましたけれども、やはり地区、地域の住民の皆さんやあるいは関係者の皆さんとの合意形成、あるいは、これ、やっていくんだぞという意識の醸成をしてくってというのが非常に大事であって、この計画、まちづくりは本当に自分ごととして皆さんに参加いただかないと進まない事業でありますから、こういったところに3年の期間というのは、本当にあっという間に私は過ぎてしまうというふうに思っています。ですから、合意形成、そして、意識の醸成、意見の聴取、こういったところにしっかりと当たって、これができれば計画の半分は終わったというようなものだと思いますので、力を入れていきたいと思っています。

○議長

5番、松村 亮君。

○産業厚生常任委員会委員長

景観計画に関して言うと、一般論として3年ぐらいはかかるよという話があって、のんびりやってくなんしょって話じゃないですけど、じっくりやってくださいという話であります。ここがおかしな話だと、この先展開すること、全部おかしな方向に行きますので、ここはじっくりやっていただきたい。

今の町長の答弁にもありましたけれども、この後、質問していきますが、町民の参画っていうの、もう完全に肝な事業だと思うんですね。そこについて大切だと町の長が言っていることに関してはすごく評価ができるころだと思いますし、それを担当課にしっかり定着させていただいて、本事業がよりよいまちづくりにつながるように旗を振っていただきたいと、このように思っております。

次ですが、これまで当議会では、本計画に関し複数の自治体に出向き視察を行ってきた経

緯があり、中長期的に取り組む上で、冒頭の目的の質問に対する答弁にもあった地域の誇りを醸成しながら町の振興を図ることが肝要であり、地域住民のまちづくりへの協力や機運の醸成が必要不可欠であると肌で感じてまいりました。

そこで、人材に関する部分でいうと、答弁の中の実施されている事業に人材育成事業とありましたが、具体的には何を指し示すのか。詳細について担当課長に伺います。

○議長

答弁を求めます。

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは、ご質問にお答えいたします。

町の歴史的風致維持向上計画の冊子のほうを見ていただくと分かるんですけども、人材育成として2つの事業が今ございます。

現在実施されているものの人材育成としましては、まちづくり人材の育成事業というものが実施されてございます。こちらは、皆さんもご存じであると思うんですが、町内の若手を中心とした会議体としましてミライツナガル会議、まちづくり全体でございますので、そういった会議を実施しております。

もう一つの人材育成、今後やっていかなければいけない重要なものとして、やはり伝統行事などなかなか後継者が少なくなってきたというところもありますので、そういった行事などを継承していくための人材育成というものを今後、進めていかなければいけないと、予定となっております。

以上でございます。

○議長

5番、松村 亮君。

○産業厚生常任委員会委員長

2パターンについてご説明がありました。ミラツナに関して深掘りすることではないのでやりませんが、まちづくり人材といわゆるこの町内にも生き字引みたいな方って結構いらっしゃると思うんですけど、やっぱり第二、第三の生き字引じゃないですが、やっぱりこの町で生まれ育って、この町が好きで、この町の歴史とか文化とかいいところを語れるような人材を本事業でつくっていくことは非常に重要なと思っておりますので、申し添えます。

次ですが、町民参画の促進及びモチベーションの持続の取組について必要であると考えておりますが、そういった点において既存の取組の拡充や新規の取組について、アイデアがあればお伺いをいたします。

○議長

答弁を求めます。

みらい創生課長。

○みらい創生課長

ご質問にお答えいたします。

現在、歴まち計画では町民の意識醸成ということが大事でございますが、そういった部分で、今現在、取組が進んでおりますのは、歴まちカードというのをほかの市町村でも計画が認定されたところでは作っているんですけども、歴まちカードの作成を今現在、東北整備局と協力を得ながら今年度中にはできるような形で進めております。今回はその写真、歴まちカードというのが今後、何種類か作っていこうと思っているんですけども、まず、今年は奥之院弁天堂を中心としたカードというものを作っていきいたいというふうに考えてございます。

今後でございますが、町の広報誌などを活用いたしまして町の歴史や文化財などを町民の皆さんに再認識してもらうということも大切だと思いますので、やっていきたいと思っております。また、ボランティアガイドさんにつきましては、高齢化になってきているということもありますので、そういった部分の育成支援、さらには町民の皆さんに町の歴史や文化を体験・体感してもらうような事業も今後、必要ではないかというふうに考えてございます。

また、町民参画ということでは、景観計画、先ほどもありましたが、景観計画策定に係る委員会につきましても、複数の一般町民の方に参画していただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長

5番、松村 亮君。

○産業厚生常任委員会委員長

答弁の途中にありましたけれども、町の歴史とか文化を体験・体感してもらうような話はちょっと私も実は考えていて。町長と歩く門前町みたいなね、町長と柳津について景観を見ながら語るようなツアーがあってもいいだろうし、私、実は随分前に役場にお世話になって

いたときに、一番最初、この町の役場に入って何やってもらったかって、副町長に車で町内ぐるっと連れていっていただいて、ここはこういう名前の地区でこういう人が住んでいて、新人研修の一環だと思われませんが、そういうことなんだろうと思うんですよね。すごくいいことだなんて思っていて。ばかにしているとかじゃなくて。そういうことをやっぱり町のナンバーワン、ナンバーツーを筆頭に、町民に理解を促しながら町民と共に語らうという時間を増やしていく3年間であるといいなと、こんなふうに思っておりますので、頭の片隅に留めておいてくださいというところです。

まちづくり関係に関しては次が最後ですが、今回の視察先である小布施町では、残す、守るではなく、フルモデルチェンジではなくてマイナーチェンジを繰り返しながら、次の時代、世代にフィットするようなまちづくりであったり、町全体がテーマパークなんだよということで、前町長であったり前々町長に関しても、その哲学やコンセプトについて職員の方に明確に主張されていたと伺いました。本計画に対する小林町長のまちづくりに対するコンセプトや思い、そして、それを職員にどう浸透させていくかについてお伺いをいたします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

私のまちづくりに対する思いということですが、今の議員から質問をいただいています歴史的風致維持向上計画についての話もここに含まれますけれども、私は、町の歴史や伝統、伝統には行事や食なども含みます、そして、景観などを磨き上げて、ほかの町では決してまねができない柳津町、唯一無二の柳津町をつくるということであります。この方法として歴史的風致維持向上計画であったり、伝統食のレジェンド形成事業などが1つの手段として磨き上げを行っていくということでもありますけれども、例えばですが、観光について言えば、これまでの観光は、よくおもてなしが大切だと言われてきました。東京オリンピック誘致の際にもおもてなしという言葉、大変使われましたけれども、おもてなしの観光。しかし、最近では、自分たちのすばらしい歴史であったり、あるいは、豊かな暮らし、美しい景観など、そういった町の魅力をお裾分けする観光、おもてなしの観光ではなくてお裾分けの観光ということに移ってきているというふうに私は思っております、そういった観光をぜひ目指していきたいと思っています。これは、決してへつらうことなく自分の町に自信と誇りを持って発信ができるようなまちづくりをしていくということでもあります。こういったこ

とをしっかりと続けていけば、我々は未来に何を持っていくのか、何を置いていくのかということも見えてくるんだろうと、そんなふうに思いますので、ぜひ唯一無二の町をつくる、魅力のある町にしていきたいというところに力を入れていきたいと思っています。

職員とか町の皆さんに浸透をどういうふうにするんだというようなお話ですけども、これは非常に難しいことであります。いろいろ条例の制定とかありまして、内容については皆さんの目に触れる部分というのはかなり出てくるかと思えますけれども、その思いをやはり共有をするということ、そして、共有だけでは足りないので、共感を得るための努力をしていかなければいけないというふうに思います。共感を得られればみんな一緒になって力を合わせてやっていけるというふうに思いますので、先ほどもちょっと触れた、まちづくりを自分ごととして考えられるような、そういう体制づくりというか、思いの共有・共感というものにぜひ力を入れていきたいと、そんなふうに思っています。

○議長

5番、松村 亮君。

○産業厚生常任委員会委員長

大変熱っぽくというか、しっかり話していただけたかなと思っています。

ご参考までにというところでありますけれども、サッカーのチームでバルセロナというチームがあるんですけど、バルセロナっていうのは、チーム哲学が一貫してまして、誰が監督をやっても、誰が選手をやっても、クラブとしてこういうサッカーをやるんだっていう哲学と戦術がもう決まってるんですよね。そこになぞらえてくださいって話ではないんですけども、そういうふうになってくるといいよなど。

ちなみに、小布施町の大きな、歴まちとかそういう景観とかだけじゃなくて、大きな哲学としては、協働の小布施っていうことなんですね。役場だけでもない、町民だけでもなくて、いろんな人と共に働きかけながら町をつくっていくんだっていうの、かなり昔っから協働の小布施でずっと哲学を持ってやってこられた。それが今、実を結んでいるというふうに視察先で感じましたので、ぜひ柳津町もそういうまちづくり、取り組み方をしていただきたいなと、このように思っております。

次からは農業の再質問であります。

答弁から、農業の位置づけは町の主要産業であり、売れる農業を目指していること、また、将来像は外部からの担い手呼び込み、確保し、農地は集積による規模拡大していくことが理想であるものの、現実的には中山間地域であることを踏まえ、集約、集積していくことが

大事だと町が考えていることが理解できました。

さて、視察先の新潟県津南町では、4つの推進事項がありました。当町の振興計画内に記述のある方針や基本事業、現在の実施事項などの進捗についても照らし合わせながら再質問をしてまいります。

まず、1つ目ですが、農業の構造的な部分の政策について伺いをします。持続可能な営農体制の構築では、地域農業の担い手育成と新規就農者の移住・定住について、現状と所感について担当課長に伺います。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、お答えいたします。

現在、町のほうでは県主催のふくしま農業人フェア、そちらのほうに参加しまして首都圏であったり、会津管内において柳津町で営農されている生産者の方と一緒に水稻、トマト、キュウリ、宿根カスミソウといった振興作物を中心にPR活動のほうをしております。

そうした中で、どうしても柳津町は、冬期間は寒く降雪があり、冬期間の働き口というのが問題の1つかなというふうに認識のほうはしております。現在ですと、冬期間においては町の除雪等に就かれている方等もいるような状況でございます。

また、新規就農者の相談窓口としまして、対応につきましては、現在も柳津町で農業がしたいという1組の方の対応をしているような状況でございます。そうした中では、新規就農者への国、県の補助金であったり、町の補助金の説明、圃場の相談、住居の相談、対応等を行っております。

さらに、地域おこし協力隊ということで現在1名の協力隊が活動中ではあります。ただし、今年度、もう1名、募集中であります。現在、まだ申込みがないような状況でございます。

柳津町においては、耕作するもの、こういったものにもよるかと思うんですが、気候や中山間、そういった地理的な問題等により担い手や新規就農者の確保、育成というところはなかなか進んでいない状況かと今現在は感じているようなところでございます。

以上です。

◇

◇

◇

○議長

ここで、暫時休議いたします。

再開を13時といたします。（午後0時00分）

○議長

議事を再開いたします。（午後1時00分）

◇

◇

◇

○議長

答弁、終わりましたので、再質問から。

5番、松村 亮君。

○産業厚生常任委員会委員長

少し途中になってしまったので、午前中の少しおさらいの部分なんですけども、人材確保、担い手の育成、こういった点については、大変町当局も苦慮されているだろうというところでありました。従来の人材確保の仕方では、なかなか人が集まらないというのがもう分かり切っている中で、冬場の収入源であったり、冬場の過ごし方とか、そういったものも含めて新たにPRの活動の中に明確に入れていくというような取組、工夫をして人材確保に励んでいただければよろしいかなというふうに思っております。

農業の構造的な部分の質問をしておりますが、次に、圃場整備の将来に向けて町が具体的に取り組んでいることについてお伺いをいたします。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

圃場整備につきましては、今現在、柳津町においては一通り完了しているというふうに認識のほうはしてございます。ただ、今後におきまして町が圃場整備をするというよりは、生産者の方々より圃場整備をしたいというような声が上がってくればと思いますので、町長答弁にもありました現在策定中の地域計画、そういったものを活用しながら、生産者であったり町土地改良区と十分協議しながら進めていければなというふうに考えております。

そうした中で、実施主体というところは県とか町、そこになろうかと思いますが、その上で土地改良区というところ、農業者が集まり、情報を共有し、効率的な土地利用を図ることで地域全体の農業支援を促進しております。また、地域の実情を把握し、整備後の管理・運

営等の任務も担っておりますので、圃場整備を今後、進めていく上では、土地改良区の存在意義というのが必要不可欠ではないのかなというふうには考えてございます。

以上です。

○議長

5番、松村 亮君。

○産業厚生常任委員会委員長

次の質問に移ります。

中山間地域の維持発展について、営農継続や集落機能の維持・発展及び鳥獣被害対策における取組についてお伺いをします。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

こちらにつきましては、今年9月議会定例会の一般質問の中でも答弁のほうをさせていただいたところではございますが、営農継続や集落機能の維持・発展としまして、国の事業となっておりますけれども、現在、柳津町においては中山間地域直接支払制度、多面的機能支払を行っているような状況でございます。

また、鳥獣被害対策ということで県の野生鳥獣被害防止地域づくり事業補助金、こちらは主に緩衝帯整備となっておりますが、また、町の電気柵の補助、放任果樹の伐採、また、町鳥獣被害対策実施隊や猟友会と協力をして捕獲わなの設置、捕獲した際の止め刺し、こういったものを行っているような状況でございます。

以上です。

○議長

5番、松村 亮君。

○産業厚生常任委員会委員長

視察先であります津南町も、今ほどの答弁とおおむね同様、類似する取組をされていきますが、ちょっと今、話に出てこなかったんですけれども、環境保全型直接支払、そして、棚田地域振興法等の活用について、津南町ではお話があったのですが、当町についてはどのような取扱いなのかお伺いをいたします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

環境保全直接支払、棚田地域振興法等の活用について、柳津町のほうでは現在のところ行っていないです。

環境保全型直接支払については、こちらは農業の持つ物質循環機能を生かしながら生産性との調和などに留意しつつ、土作り等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷軽減に配慮した持続的な農業の取組のことをいっております。しかし、化学肥料や農薬の低減により慣行栽培より収量が落ちたり、除草作業等の手間がかかったり、生産性が悪くなったりということで、そういったことから柳津町においては、一部水稻で特別栽培米を栽培しておりますが、取り組んでいる生産者は少なく、現在、この補助事業のほうは活用していないような状況でございます。

また、棚田につきましては、該当する地区と協議等、現在までしてきておりますけれども、まだ合意にたどり着けていないというのが現状になってございます。

以上です。

○議長

5番、松村 亮君。

○産業厚生常任委員会委員長

それでは、次に移ります。

4つの重点推進事項ということでお話をしてきましたが、2つ目であります。生産振興の政策について伺いをします。

まず最初に、水稻、そして園芸、それぞれの生産振興に関する方針について伺いをいたします。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

水稻、園芸、それぞれの方針についてということで、現在、町では、町の振興計画、農林

業の振興において、売れる農業、農業所得向上の推進、農業従事者の確保、優良農地の確保のため農業者への情報発信をきめ細かに行き、生産者や関係団体等と連携を図りながら、今後も支援や協議、指導等を行ってまいりたいというふうに考えております。

なお、町地域農業再生協議会では、水田収益力ビジョンを今年度も策定しておりまして、その中においては、水稻、園芸作物ごとに取組方針について記述のほうはしてございます。

以上でございます。

○議長

5番、松村 亮君。

○産業厚生常任委員会委員長

この点については、それぞれの地域性の中でいろいろ差異というか、あると思いますけれども、ご参考までに、津南町であれば、水稻は津南米の産地の勝ち残りのため需要に応じた米作りを基本としつつ、引き続き高品質・良食味米の安定生産を推進しますというものや、園芸に関しては、津南町の特産品であるG I「津南の雪下にんじん」、ユリ切り花「雪美人」に加え、園芸1億円産地育成に向け重点品目である云々というような細かい方針を述べている自治体もあるということに関しては、ご参考までにお伝えをいたします。

次に関してですが、現在、町で実施している生産振興に関する補助以外に、農業者もしくは農業団体から本内容に関する要望等があればお伺いをします。また、近隣市町村と比べ各種補助メニューの充実度に対する町の所感についても併せてお伺いをいたします。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

現在、町のほうに補助以外での要望等については、農業生産者のほうからはお話のところ、聞いておりませんので、今現在の補助等に対して充足しているかというふうには感じてはおります。しかしながら、生産者のほうとお話をしていると、後継者がいないであったりとか、いつまで続けられるか分からない、あと、昨今の異常気象で難しいと、そういったお話のほうは聞いてございます。

以上です。

○議長

5番、松村 亮君。

○産業厚生常任委員会委員長

おおむね充足しているであろうというお話であります。また、今の段階で喫緊で要望が生産振興に関して出てきているということでもなさそうでありますので、今後も引き続き、農業者の皆様、そして団体と連携を密に取って、聞き漏らしのないようにというか、アンテナを高く張って取り組んでいただきたい、このように思っております。

推進事項の3つ目ではありますが、販売促進の政策についてご質問いたします。これは、9月議会において同僚議員の一般質問内にもあったかと思いますが、ブランド化や付加価値をつけたもののものづくりに関しては割愛をいたします。振興計画に売れる農業と掲げる上では、作ったものが売れるから売れる農業であって、作って終わりでは売れる農業にはなっていないと考えております。町が考える農産物の出口戦略のテーマやキャッチコピー、情報発信、PR等の戦略についてお伺いをいたします。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

こちらでも今年9月議会定例会の一般質問の中で答弁のほうをさせていただいたところではございますが、ブランディング、こういったものについては、やはり小規模農家、または高齢化により自分の圃場を維持管理していくことで精いっぱい、なかなか難しいのかなというふうに考えております。ただ、広域的な有名なブランド化は難しいとしても、ネーミング等の付加価値、差別化する、あと、高く売れるところ、例えばふるさと納税など販路の拡大、こういったところが可能かと考えております。そうした中で、商品を買いたい、食べたいと思わせる購買力を上げるような情報発信、PRが必要になってくるかと考えてございます。

以上です。

○議長

5番、松村 亮君。

○産業厚生常任委員会委員長

次に進みます。

振興計画内には、有利な販売ルートの確保と記述があります。津南町では、津南農林産物

販売会議というものがあり、その活動支援を通じて農産物の拡販に寄与する動きを取られております。当町ではトップセールスや企業との連携、県、国等関係機関との連携など、販売ルートの確立、確保についてどのような具体的動きを取っていらっしゃるか、お伺いをいたします。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

トップセールスに関しましては、柳津町単独ではございませんが、毎年夏にＪＡで行っております全会津の町村が参加している会津夏祭りとして、本年度においては豊洲市場等に出向いてトップセールスのほうを行ってございます。

また、昭和村、三島町、金山町、柳津町で構成しております昭和かすみ草部会の活動となりますが、毎年関東または関西の市場に出向いて売り込み等を行ってございます。

関係機関との連携に関しましては、東京都港区の給食に柳津産の米が使われるように生産者の紹介のほうを行っており、今年度も実施のほうをしているような状況でございます。

以上です。

○議長

5番、松村 亮君。

○産業厚生常任委員会委員長

最後のほうに港区の給食についての持ちかけがあるということで、くしくも視察先の津南町では、東京都世田谷区、90万人ぐらいいるところなんですけれども、その給食に津南ブランドをトップ、担当課から推奨しているということで交渉しているということです、港区も大変大きな自治体でありますから、そういったところに関してはぜひ注力をしていただいて結果に結びつくといいなと思っております。

次が4つ目の重点推進事項なんですけど、脱炭素社会やＤＸの実現から見た政策について。

ちなみに、その4つの推進事項って何の話をしてんのってことなんですけど、視察先の津南町でこういうお題目でやっていますよということでもあります。

ＤＸだとか脱炭素社会云々に関しては、先ほどの答弁で今のところは十分かなと思っていて、仮に今後、農家から例えばスマート農業の実証事業等などの相談があった場合に関

しましては、適宜適切に協議をしていただき、なるべく前向きにお答えいただくということを申し添えておきます。

次に、持続可能な営農体制には、関連団体の存在も無視できないだろうというふうを考えております。過日、その1つである、先ほど答弁の中にもあったかと思いますが、土地改良区のほうから町、そして議会に対し要望書が提出されました。確認の意味で、本件の概要についてお伺いをいたします。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

さきの土地改良区からの要望書ということで、3つの要望のほうが出されたところでございます。1つ目は、施設の維持管理適正化事業実施に伴う補助金の支援ということで、195万円になります。2つ目ということで、揚水機電気代に関わる継続的な支援ということで、こちらは上昇分相当。3つ目ということで、土地改良区の運営費に関わる補助金の支援ということで50万円という要望内容であります。

以上です。

○議長

5番、松村 亮君。

○産業厚生常任委員会委員長

要望書、私も手元にプリントアウトして持ってまいりました。先ほど来の答弁で、土地改良区、この町の農業について必要不可欠な存在であるよということは、皆様もお分かりいただけたのかなと思っております。

次に用意しているのが、賦課金が収入の大部分を占め、多くのステークホルダー、利害関係者を有する団体のサポートは、農業者の負担を維持、もしくは減らすことにつながり、ひいては持続可能な営農体制に寄与するため必要と考えますが、この要望に対するお考え、そして、方向性、町長にお伺いをいたします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

土地改良区からの要望、今、議員からお話があった3点についてであります。

この中で、今現時点での考えということになりますけれども、まず1つ目の施設の維持管理についてということですが、これは補修改修等、出ると大変多額になってきます。そういったことを鑑みて、やはり一定割合においては補助が必要だろうというふうに私としては考えております。

そして、さらに電気代等の物価高騰による補助と運営補助につきましては、今回、米の価格も上がっているということもあります。電気代、物価の高騰等については、そのほかのいろんなほかの産業、あるいは団体についてもこれは同じく言えることでありますので、そういった昨今の状況を鑑みて、当初予算に当たっては総合的に判断していきたいと、歯切れの悪い答えになってしまいますけれども、総合的に判断していきたいというところでお答えしていきます。

○議長

5番、松村 亮君。

○産業厚生常任委員会委員長

実は、数か月前、産業厚生常任委員会、当委員会で地区に座談会でお招きというか、いただきまして、お話、ご相談を受けたものとほぼほぼ一緒の内容であります。今回、議会にも要望書が提出されていることから考えましても、議会としてもこの内容をしっかりと精査したところの中で農業者に対してどれだけの支援ができるのか、そういうことを町にどれだけ言えるのかっていうのが肝要になってくるのかなと思い、取り上げております。

1つ目に関しては、事業実施年度に拠出しなければいけない金額がありますので、もう待ったなしかなというところで、町長もその点についてはご認識があるだろうというのが理解できました。

また、2つ目の電気代に関しては、残念ながら農業のみならずこの町全体に関わることでありますので、また、額もそれなりに巨額というところで、なかなかちょっと即決できるような要因が少ないのかなというふうに認識をしております。

問題は3つ目、土地改良区の運営補助の増額が出てきております。金額としては50万円のプラスということですが、ここはちょっと考え方が分かれるところかなというふうに思っておりますが、例えば3年間、3年間なら3年間の時限付措置としてこの要望について回答をし、その3年間の中で町、そして土地改良区、そして、農業従事者の皆さんと今

後の方向性を話し合う中では当然、土地改良区の所在っていうか、そういうのも出てくると思うので、そういう措置が取れないかなと思っております。

一番やっちゃいけないだろうなと思っているのは、50万プラスで何とか要望したいです、我々、自分で100万持ち出すんでっていう話が来ているのに、切りのいい数字じゃあ200、これ、50万足すと220万なんですけど、切りのいい数字で200万ぐらいにしとくかみたいな査定がもしあったとすると、それは私の中ではNGだと思います。なぜ50万が必要なのかをきちんと土地改良区に説明を受け、町の中で精査をし、この50万の要望の妥当性が見いだせるのであれば、やっぱりきっちりつけていくべきであろうし、いやいや、経済状況、考えても、50万も必要ないんじゃないっていう落としどころがもし事前に分かるのであれば、そういうふうにしたほうがいいだろうし。そこはきっちりやっていただきたいなと思います。

ただ、やっぱり、そもそも今回の質問にもありますけど、燃料高であったり物価高があつて当然、人件費なんかもある中で、当町の土地改良区は、よそに比べるとそんな大きくないんだろうと思うんですね。よその土地改良区のように、何かいろんな委託事業があつたりとかということで別の収益の柱があれば、町にこれだけおんぶにだっこされる必要もないんでしょうけど、そうじゃない。やっぱり地域住民、農業者の賦課金が基本的な収益構造の1つなんだとすると、これを支えてあげないってなると、また農業者が減る中でやっている人に負担金のプラスが出ちゃうとか、そういうことにもつながってくると思うので、もう1回、この部分に関して町長のお考えと強い姿勢があればその部分をお聞きしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

松村議員が今おっしゃった、時限を切って、例えば2年、3年やってみようということ、これは私も1つだとは思いますが。そういった形でもし時限を切ってやるのであれば、じゃあ3年後、その組織の経営、運営はどういうふうになっていくんだ、こういうふうにしていきたいというような努力目標をしっかりと掲げていただいて努力をするというような話の中でやっていくのであれば分かるのかなという気もしますけれども。そういった話はこれから詰めていきたいと思えますけれども、そういった意味で総合的に判断という、ちょっとぼやっとした答えになってしまいましたけれども、そういったことであれば十分あり得るのかなというふうには私なりには思っています。

○議長

5番、松村 亮君。

○産業厚生常任委員会委員長

査定前ですし予算編成の前でありますから、なかなか町長も明言は難しいだろうなと思っておりますが、やはりこういうところをしっかりと指摘していけないと、議会も何やってんだっていう話には当然なるんですね。議会に言ったって何一つ形になんねえじゃねえかよって。そういうことじゃないと思うんですよ。我々もしっかり寄り添って、私、特に農業、関わりないからこそ、逆に言っていいたいと思っているんですけど、こういったことをしっかりと、町民の今後につながることで、しっかり唱えていきたいというふうに思ってます。

今後の農業の話についてでありますけれども、今後の農業を考える上で、若者農業者会議的なものがあるかと思っておりますけれども、官民連携のコンソーシアムなどを立ち上げたりするご予定はあるか伺います。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

議員おただしのとおり、柳津町においては、若者農業者会議的なものということで令和4年度に農林業団体連絡協議会を解散いたしまして、その後、若者農業者を中心とし農協、役場で構成しているみらい農業会議という団体を立ち上げたところでございます。立ち上げから現在、2年程度しか経過しておりません。今のところ、ほかの団体を立ち上げる予定といったところはありません。しかしながら、今後の農業を取り巻く環境等によって課題等も変化していきますので、今現在あるみらい農業会議の構成メンバーを増員するなど、今後、変更することはあり得るかもしれないというふうに考えております。

以上です。

○議長

5番、松村 亮君。

○産業厚生常任委員会委員長

そんなに細かい話ではないというところなんですけど。視察先の津南町では、スマート農業の実証プロジェクトをやるに当たって、民官協働のコンソーシアムを立ち上げて推進して

きた経緯があります。これも地域差があると思うんですけど、当町の農業と津南町の農業、少し毛色が違いますし、これからがしがし推進して新しいことやっていくんだ、ブランド化、やるんだ、スマート農業、入れるんだっていうところと現状の農業をしっかりとキープしていく、そういうような取り組み方ではまたちょっと違うんでしょうけど、今後何か新しいことをやろうと思ったり、強く推進していこうと思うと、よその企業だったり、よその知識を入れた、そういう官民連携の共同体っていうのもブースター的には必要なのかなというふうに考えておりますので、ご参考までにというところであります。

だんだん最後のほうになってまいりますけれども、冒頭に、様々な農業課題を解決する手段として重要な役割を担うものとスマート農業についての答弁がありました。町長の公約にも、スマート農業を推進し地域営農を強化すると記載がありますが、これまでの質疑の中で皆様もだんだんお気づきかなと思っておりますけれども、今、当町にスマート農業を推進しても地域営農の強化にはつながらないのではなかろうかという仮説のようなものを持っております。地域の実態を鑑みたときに、もっと先にやらなければならないことがあるのではないかなというふうに感じておりますが、人口減少、少子高齢化といった社会現象や農業を取り巻く環境、構造の変化などを勘案したときに、当町の農業政策は転換期を迎えているのではないかと考えますが、町長の受け止めと今後の展望について伺いをいたします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

今、人口減少、大変急速に進んできていると。まさに転換期、農業についても言えるかと思えます。そして、柳津の農業も、ほかの自治体の農業と競争して勝っていかなくちゃいけないという側面もあります。

まず、やっていきたいと思うのは、農地の集約化、集積化、とにかくまとめていこうと。そして、合理的に農業ができるようにしていこうと。

そして、もう一つは、経営形態ですね。強化を図っていかなくちゃいけないと。個人よりもやはり法人、永続性のあるような、そういった経営形態をつくっていくというようなことを1つ、目標にしております。

そして、スマート農業につきましては、津南町とは若干、私が目標、希望している方向性っていうのは違ってきてはいるわけなんですけれども、今現在、柳津町においても、小規模

な農家、たくさんいらっしゃいます。大変大切な存在でもありますし、できる限り長く農業を続けていって元気でやっていただきたいというふうな願いの中で、さっき言った経営の基盤を強くしていくための法人化を進めることによって、いろいろ個人農家をサポートする仕組みづくりというのができるかと思うんですね。法人の人たちの手を借りながら、個人の農家のなかなか手が届かないところを手伝ってもらおうというような仕組みづくりをしていきたいと、そんなふうに思っています。

そして、スマート農業の利点ということになりますと、農業の知識や経験というのは本当に、実際に戦力としてやろうと思うとなかなか大変な知識や経験が必要になってくる。しかし、これから人材の確保であったり、担い手の育成期間、こういったものも短縮をしていこうということになると、スマート農業を推進して、いわゆる機械の力を借りながら未熟なところをカバーしてもらおうというような側面が出てくるということでもあります。ですから、そういった意味でのスマート農業の推進も図っていくと。そして、こういった中で経費を抑えながら売れる農業、いわゆるもうかる農業につなげていければと、そんなふうに考えているところです。

○議長

5番、松村 亮君。

○産業厚生常任委員会委員長

最後になりますけども、売れる農業、大きく分けて2つあるんじゃないかなって思っています。売れる農業、関係ないんですけど。これから、農地を例えば拡大して営んでいく人と、ある程度、ご高齢の農業者の方、多いですから、だんだんと終活じゃないですけど農業を縮小してこられる方がいらっしゃるんだと思うんですよ。売れる農業とか云々に関しては、これから農業をやっていく人たちがそれでいいと思うんですけど、結局、何とか農業を続けなきゃという中で負担が大きくなって、それでも何か自分の受け継いできた土地を守んなきゃいけないからっていう使命感とか責任感でやってらっしゃる方も結構いるということは聞いているので。先ほど個人のサポートができるような仕組みづくりのお話に触れられてましたけど、こういうところに税金を投入してやってあげることが、結果として小規模農家、ましてやご高齢の方の手助けにつながるのではなかろうかというふうに思っています。ちょっと具体的な仕組みが出てきてない以上、評価のしようが今のところないんですけど。

最後に、最近税の涵養っていう言葉に非常に興味があって、これから町が行政サービスを町民に展開していくに当たって、地域とか地域住民にじわじわしっかり浸透していくような

お金の使い方っていうのをいま一度、模索しないといけない時期に来ていると思うんですよ。あれ、立てたからよかったです、これ、テレビにCM出しましたからイメージが上がりました、そういうことじゃなくて、町民の生活をいま一度振り返って、そこに必要なものを投下していくというようなことをぜひ強く念頭に置いて今後、町政運営に臨んでいただきたい、農業振興はもちろんですけれども。その点について最後、町長にお伺いをして、質問を終わります。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

今、議員の最後の言葉で、やはり小規模の農家の皆さんのことということで、私も、柳津町の中には本当に多くの小規模の農家の方、いらっしゃいますので、こういった人たちのためになるにはどういった政策が必要なのかということを若い人たちが大きな農業をやるということと同じぐらいのウエートを置きながら考えていきたいなと、そんなふうに思っているところです。

○議長

いいですか。

○産業厚生常任委員会委員長

終わります。

○議長

これをもって産業厚生常任委員会委員長、松村 亮君の代表質問を終わります。

◇

◇

◇

◎一般質問

○議長

日程第7、これより一般質問を行います。

通告順により、田崎信二君の登壇を許します。

8番、田崎信二君。

○8番（登壇）

さきの通告のとおり2点について質問させていただきます。

まず初めに、健康づくりの推進について。

町民の健康づくりとして実施の総合検診や予防接種事業の受診・接種率の経過状況を伺います。これらの取組により、早期発見、早期治療、疾病の予防と重症化を防ぐとともに高額な医療費負担の抑制にもつながります。今後、町として健康寿命の延伸化を図るため、さらなる指導、支援が必要と考えるが、見解を伺います。

続いて、2つ目でございます。米価高騰による備蓄米の対応について。

今年産米の価格は不作の20数年以来の価格であり、生産農家におかれてはうれしい年であったと思われます。しかしながら、備蓄米については、価格改定はあったものの、一般米に比べ価格差が大きく、町長施政の中では、備蓄米や飼料用米作付者に対して支援を実施する方針により助成予定されておりますが、取組生産者間では次年度の作付計画はしないというような声が大半で、関係機関や行政としてどのような見解の下に取り組むのか伺います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

8番、田崎信二議員のご質問にお答えいたします。

健康づくりの推進につきましては、町の健診では早期発見・早期治療を目的として春・秋の集団健診や休日健診、施設健診等を実施しております。令和5年度の特定健診の受診率は64.6%となっており、県平均の36%や国平均の24.8%と比較すると高い受診率となっており、ここ数年は、国の目標値の60%を超える受診率で推移をしております。一方で、令和5年度の町の国民健康保険医療費の傷病別の集計では、がんの医療費が50.7%で1位となっており、ここ数年を見ましても、がんの医療費が1位となっておりますので、今後につきましては、各種がん検診の受診率の向上に力を入れ、早期発見・早期治療による重症化予防に努めてまいりたいと考えております。

また、予防接種事業については、医療機関への委託により多くの種類の予防接種を実施しておりますが、高齢者の定期接種であるインフルエンザ予防接種では、令和5年度で61.3%の接種率となっております。令和6年度からは、任意接種である带状疱疹ワクチン接種に助成を開始しており、10月までに29回分を助成しております。予防接種については、年齢別に多くの種類がありますので、対象となる方に予防接種の重要性や効果について正確な情報を提供し接種していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

令和6年度においても、町民の健康づくりを推進していくため、一人一人が健康に関心を

持ち、生活習慣を見直し改善できるよう、やないづ健康楽歩や柳津町健康ポイント事業を継続して実施するとともに、運動教室等の各種事業において活用できるよう公共施設に運動器具を設置し、環境整備を進めております。今後につきましても、関係団体、関係機関と連携して各種事業のさらなる充実を図りながら町民の健康増進と健康寿命の延伸を進めてまいりたいと考えております。

次に、米価高騰による備蓄米の対応につきましては、柳津町生産調整推進事業補助金として備蓄米に取り組んでいただいた生産者に対して、水稻作付の需給調整を図るため、1袋当たり1,000円、上乘せを行っております。

この補助事業の始まりとしましては、平成29年度生産数量目標であった頃は目標を守るために備蓄米と浜通りで作付できない面積分を譲っていただく地域間調整により生産調整をしておりました。その当時からも販売米と備蓄米で価格差がありましたので、少しでも多くの備蓄米に取り組んでいただき生産調整をするための協力金として現在の補助事業を行いました。

現在、生産数量は目標から目安となり基準が緩和されておりますが、町としまして、米価安定のため生産調整は必要と考え、現在まで行っているところであります。あくまで米価安定のため生産調整に協力いただいている生産者への助成であり、販売米と備蓄米の差額を補填するための助成ではありません。備蓄米への取組に関しては国の制度であるとともに、県における作付転換作物ともなっておりますので、国・県や柳津町の作付方針作成者である農業協同組合には要望していきたいと考えております。今年のように販売米と備蓄米の価格差が開きますと、生産者とすれば備蓄米への取組は厳しいと思いますが、米価が下落した際のリスク分散ともなりますので、生産者にはご理解の上、取り組んでいただきたいと考えております。

以上であります。

○議長

これより一問一答方式により再質問を許します。

8番、田崎信二君。

○8番

では、再質問に入ります。

健診について、数年前と比較しまして受診率は現在までどのような状況になっているのか、また、医療費の傷病別ではがんが1位になっていると報告がありましたが、がんにも様々な

種類があると思いますが、上位から何がんが上げられるのか伺います。

○議長

答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

ご質問にお答えいたします。

健診の受診率についてであります。令和3年度から申し上げますと、令和3年度の特定健診で65.4%、令和4年度におきましては同じく特定健診で69.9%、令和5年度におきましては、先ほど答弁で申し上げましたとおり、64.6%ということで、多少上下はありますが、そういったことで推移をしております。

内訳のほうを見ますと、高齢者の方につきましては高い、70%、80%近いような高いような受診率になっておりますが、どうしてもやはり健康である働き盛りの40代、50代の方の受診率が低い傾向がありますので、その辺を中心に、若いうちから1年に一度、自分の健康状態を確認するよい機会として受診していただけるように受診勧奨に力を入れてまいりたいと考えております。

また、がんの医療費について、ここ2年ほど50%を超えるような状況で1位となっております。令和5年度でがんの種類ごとに見ていきますと、一番多く医療費がかかっているのが胃がん、その次が膵臓がん、大腸がんとなっております。これも年によって変わりはあるんですが、やはり胃がんとか大腸がん、このあたりは上位のほうに来ていることが多い傾向となっております。

以上です。

○議長

8番、田嶋信二君。

○8番

受診率は3年から5年にかけて60%台をキープしているということで、国や県の目標値よりは超えているのかなということで報告がありました。しかしながら、今後やはり医療費の高低差はかなり変わってくるかと思います。そのためには今、報告があったようながんが1番からかなり高いということで、がん予防に対する考え方、早期発見、それらが最重視とされておりますので、受診率を上げるだけではなく、もう少し違った対応策はないのか。その辺、考えがあれば伺いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

がん検診の受診率なんですけれども、総合検診には来るけれども、がん検診については、例えば胃がんについては胃の検査は受けなくて帰ってしまうとか、どうしても総合検診の受診率に比べて各種がん検診の受診率を見ると低くなるという傾向もあります。

がん検診については、例えば、新しい膵臓がんの検診とか、そういったものも会津若松市の竹田病院とかでできるような話もありますので、今までやっていた検診に加えて、今後もしろんな種類の新しい検診というか検査につきましても、町でよく情報収集しながら対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長

8番、田崎信二君。

○8番

何とか分かったような、分からないような捉え方なんです。

例えば、胃がんについて若干触れますが、知ってのとおり、胃がん対策ということで1つ考えられるのは、前にも話されたかと思いますが、ピロリ菌の除去の問題が上げられるんじゃないかなと。一般の方々にはまだまだ理解されずにいるのではないのかなと思われま。検診結果の判断前に実施すれば、重症化予防対策にもなり、町として町民へ幅広く指導、啓蒙を図るべきと思いますが、この点について見解をお聞かせ願います。

○議長

答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

ピロリ菌の除去の助成につきましては、さきの議会でも答弁をしておりますが、現在、町では、50歳以上の偶数年齢の方に施設健診で胃の内視鏡検査を実施できる体制を整備しております。胃内視鏡検査において胃炎等と診断された場合には、保険適用によりピロリ菌の抗体検査が受けられ、また、抗体検査の結果が陽性の場合、ピロリ菌の除去についても保険適用にて治療をすることができるようになっております。

そういったことから、町としましては、まずは2年に1回、受診していただける胃の内視鏡検査を、また、毎年実施しているバリウム検査等の必要性について町民へよく周知するとともに、検診及び精密検査の受診勧奨をして保険を適用したピロリ菌検査、除去につなげて早期発見・早期治療に努めてまいりたいと考えております。

○議長

8番、田崎信二君。

○8番

今日、初めて私は聞いたことが、やっぱり50歳以上の対応策ということで聞いたわけですが、50歳前になる若い年齢の方々については、ピロリ菌除去に対してあまり理解ができてないと。そういうことで、病院なり医院のほうへ行って話を伺って、検診料を見てびっくりするような金額を提示されるわけなんですよ。ですから、やはりこの辺について、50歳以上でなくても、そういう若い年代の方にも指導なりしていつてその辺について、財政的にも厳しいですが、希望者には何割かの助成をするような考えを持っていないのか。その辺、検討する余地はあるのか。ひとつ見解を伺います。

○議長

答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

ピロリ菌の検査につきましては、数日前に民友新聞ですか、そちらでも中学3年生に対してということでしたか、南相馬市で全員に対して尿検査でできる一次検査をして、そこで検査が陽性であれば二次検査に移るといようなことを助成しているということが記事になっておりました。全国的にも、やはり中学生に対して若いうちから簡単な検査をしてそこから二次検査につなげるというような、そういったこともあるようですので、町ではやってないわけですので、そういったこともいろいろ情報収集しながら、全国で、県内でもやっている市町村、ありますので、よく情報収集して検討していきたいと考えております。

○議長

8番、田崎信二君。

○8番

検討する余地があるということで捉えますので、ひとつ進めていただきたいと。

続いて、予防接種関係でございますが、答弁のとおり、年齢別に多くの種類がありまして、

インフルエンザ等についてはまだまだ接種率が低いように感じられます。答弁では対象者に接種していただけるようなと言われますが、今までと違った情報提供として具体策があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

インフルエンザの定期接種の対象となっている方につきましては、現在も個別に予診票を送りまして通知をしております。また、接種費用への助成も実施しているわけでありますので、個別に受診をお願いしているところもありますので、ご本人の考え等、ありますのでなかなか、町から無理やりといいますか、多くの方に接種していただいたほうが全体としてリスクが下がるというのは当然のことではあります。今後個別に通知するなどして、そこは予防接種の重要性とか効果について正確な情報提供に努めて接種につながるようにしていくしかないのかなと考えております。

以上です。

○議長

8番、田崎信二君。

○8番

確かに個人的な考えが最後には必要だなということはあると思いますが、やはりこれは情報提供していかないと、なかなか広がっていかないものですから、これはやはり保育所、それから小学校、中学校、そういう保護者の方々へ情報提供しながら、今の時期は知ってのとおり、インフルエンザの予防に努めていただきたいということで、こういう状況ですよという町からの指導を徹底していただければ幸いではないのかなと思います。

次に、今年度予算化されました任意接種である帯状疱疹ワクチン接種について、例として挙げますと、昨年、私、質問しましてご理解の上、予算化いただき、対応に感謝したいと思います。報告では、50歳以上の対象者で約15名の方が接種されたわけでございます。これも先ほど同様に、情報提供が弱いというか、少ないかと思われます。最近、またテレビ等で放映されておりますが、当町ではワクチン接種に助成していることを分かりやすく伝えるべきで、町内の中には帯状疱疹患者というのが、まだまだ多くの方が患っていると思われます。今後、町として接種率を上げるための理解ある取組について伺いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

お答えいたします。

带状疱疹ワクチン接種の助成につきましては、今年度から始めた事業でもありまして、町民の方への周知といいますか、そこが十分ではないところもあるのかと思いますので、複数回取り上げて、診療所で受けられますので、周知を図っていきたいと思います。

また、50歳以上の方が対象ということでもありますので、50歳到達者の方へ個別に通知するなど、そういったことも今後して、接種につながるように努めてまいりたいと考えております。

○議長

8番、田崎信二君。

○8番

そうですね。やはり情報提供していかないと、なかなか分かりづらくて、ようやく先ほどから言ってますようにテレビ等が先行した感じでCM化なりしてやっていますので、町としても理解あるような情報提供を進めていただきたいと思います。

それで、町長に伺いますが、今後、今、話をしました带状疱疹だけではなく、新たな任意予防接種について、何種類かというか、いろいろな予防接種、あるかと思うんですが、これらに対して前向きに助成、検討すべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

○議長

町長。

○町長

様々な感染症というか、そういった病気があると思います。その中で、感染率が高い、あるいは、重症化していくというような、その感染症の種類によってこれはいろいろと考えていけないといけないところが出てくると思います。5年前に出てきた新型コロナのようなものであれば積極的に考えていく必要、出てくるとは思いますけれども、全ての感染症ということになると少し消極的に考えていきたい、そんなふうに思いますけれども、ものによってはということでお答えとしておきたいと思います。

○議長

8番、田崎信二君。

○8番

確かに町長、今、答弁されたように、コロナとかインフルとか、そういうことについては確かに必要性を感じられますが、任意接種については、我々やっぱり素人の考える範囲ではなかなか、どれだけの種類があるのかも見当つかないので、情報を得ながら高い症状の接種をできれば検討していただきたいというふうに考えます。

続いて、健康づくりで寿命延伸は生活習慣の改善も大事ですが、いかに一人一人の関心を持つのではなく理解することで取り組みやすいと思われます。各種事業が充実され延伸するものではないでしょうか。健康楽歩やポイント事業が実施されて数年経過されておりますが、現在、どのような状況になっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

お答えいたします。

健康楽歩につきましては、令和5年度につきましては申込者が44名で、4回の説明会に延べ104名の方の参加がありました。令和6年度につきましても、18名の方に継続して参加していただいております。そのほか今年度から新規で5名の方と合わせて事業を実施しております。今後につきましても、特定保健指導とか栄養指導等の個別訪問時などの機会を捉えて参加を促しまして、自分で健康づくりに取り組む町民を増やしていけるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長

8番、田崎信二君。

○8番

健康楽歩、これについては令和5年、44名ですよ。令和6年では18名。（「18名の継続とあと」の声あり）5名ね。ポイント事業関係に携わっている方というのは何名ですか。

○議長

答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

すみません。今、手元に資料、ありませんので、調べてからお答えいたします。

○議長

はい。

8番、田崎信二君。

○8番

確かに必要な取組ではと思いますが、多分、年齢的な判断をしていきますと、高齢者の方が多いのではないのかなと。若い人っていうか、我々年代の人間、なれば、多分、参加する方が少ないのではないのかなと。確かに特別健診なり健康診断へ行ったときにいろいろと説明を受けるわけなんですけど、はっきり言えば、暇があつたらやってもいいよと。いうのは、私、言いたいのは、何でもそうなんですけど、これだけに取組んで毎日の仕事の中で過ごせるわけにはいかないと思うんですね。ですから、やはりもう少し時間を考えるなりした事業に取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後になりますが、各事業とも一般財源を揺るがしておりまして、多種事業の中でも当町は子供、子育てに対する支援等は全国でいち早い取組、充実されておりまして、成果が出ているわけでございます。しかしながら、その前に、やはり一番は働き盛りの成人等に対する健康支援事業の充実を図るべきと私は思うわけです。今回、伺いましたのは町長の見解をお聞かせ願って、今の質問、総まとめにして成人に対する考え方ということで、それで町長の見解をお聞かせ願って1つ目の質問を終わりたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

町で行っている健康づくりの本当に目指すところといいますか、それはやはり健康寿命の延伸なんだろうと思います。それを目指すに当たって、今、議員が言われたとおり、若い働き盛りの方々については、恐らく自分では、俺はもう病気になんかなんねえぞという、当てにならない自信を持っていच्छやと思うんですけども、そういった人こそ病気になる前、いわゆる予防をしていただくと。そして、自分の健康状態をしっかり知ってもらうということが何よりも大事なのかなという思いもありますので、今後、町で行っていく健康づくりについてはその辺にも力を入れていきたいと、そんなふうに思っています。

○議長

8番、田崎信二君。

○8番

非常に今、町長、言われて、思いは十二分に分かりましたので、その辺、今後やはり助成関係はよく見ながらひとつ支援をしていただきたいと思います。

続いて、2つ目の米価高騰による備蓄米の対応についてでございます。

質問に入る前に、町長にこれまた伺いますが、知ってのとおり、米価高騰について平成の米騒動、それから、今回の令和の米騒動と農業問題が大きく問いただされている中、なぜ今回のような米価高騰になったのか、分かりましたら伺いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

まさに米価が上がったということは、需給バランスが完全に崩れたということで、需要が完全に上回ったということだと思います。それには幾つか要因が考えられると思います。

まず、令和5年度産米については、記録的な猛暑があった。そして、水不足もあった。さらに、台風などの災害などもありまして、主要な米の産地の収穫量が大幅に落ちたと。さらに品質も低下したと。白米が減少したということだと思います。また、さらに農家の高齢化などにもよって、さらに農家の減少によって収穫量も減ったということも言えると思います。あと、肥料代、燃料代などの生産コストが上がって、これが新米の価格に転嫁上乘せされたというようなことも考えられると思います。また、令和6年度の新米に切り替わるタイミングで米の品薄が続いて、新米への需要が一気に高まったというようなこともあるかと思います。さらに、市場の需給バランスが、さっき言いましたけれども、崩れているというのに、備蓄米の放出を政府でしなかったというようなことも挙げられると思います。さらに、調べてみると、やはり米の輸出が今、増えているということも言えると。さらに、インバウンドですけれども、日本では4,000万人を目標にしていたのが今、6,000万人を目標にしようなんという動きがあるぐらい、異常なぐらいに増えております。

こういったことが複合的に重なって要因になったんだろうというふうに理解をしているところです。

○議長

8番、田崎信二君。

○8番

今、町長の答弁のとおりでございまして、もう一つ、二つを付け加えますと、知つてのとおり、ロシア・ウクライナの戦争によります小麦価格の上昇の代替ということで米が上がってきている。あとは、やはりここ数年前からコロナということで、コロナの自粛明けによりまして今度、外食産業が増えたということで、どうしても米飯のほうにも目が行ったということで要因の2つ、挙げられるんじゃないかなと思います。

これらの価格高騰についてのご理解の下に、次に質問させていただきますが、知つてのとおり、備蓄米というのは、不作のときに国民が安定的に食べられるようにと国が法律により米の備蓄化を図ったものであり、どのような内容の下、町では生産調整の中で備蓄米助成とは取組生産を行ってきた生産者への協力金とした補助事業でございまして。備蓄米というのは、知ってる方は知ってると思うんですが、現在、ニュース等でもテレビ等でもやっているんですが、現在、国で100万トン、備蓄しているわけでございます。これを毎年、5年サイクルぐらいで約20万トンずつ備蓄していったら5年で100万トンということで。そして、5年経過した米については、飼料用米に転換しちゃうと。餌です。それを知ってる役人の方が、なぜああいう災害のときに出さないんだということで今回、大騒ぎになったような経過がございます。

そういうような内容の下、今年度、先ほど来から言ってますように、販売米と備蓄米の価格差、これを調べますと、最大で1袋当たり1,500円から2,000円の差が出ているわけです。単純に考えますと、誰もがやはりこの金額でもって差がついていけば、次年度を考えれば不安がありまして取り組みたくないというのが十分分かります。そこで、町はこれらを理解した上で、あくまでも差額の補填ではないと言って理解を求めるような答弁でございまして、この辺について、本当にどういう考えで今回、理解を求めるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

次年度の備蓄米につきましては、飼料用米の市場価格、今年の価格を参考に決められますので、本年度よりは価格のほうは上昇するのかなと考えられます。

先ほどの1,000円という補助金の金額ですが、町長答弁でも述べたとおり、価格の差額を

補填するものではなく、生産調整に協力いただいた生産者に協力金として助成しているものでございます。つきましては、販売米の価格によらず、来年度も引き続き行ってはいきたいと考えているところではございますが、国や近隣町村等の動向を勘案し、また、財源的にも町の単独事業でございますので、財政側と協議、相談しながら事業の継続、金額、中身等も含め協議しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

さらに、先ほど町長答弁でもあったように、備蓄米の取組については国の制度ではございますので、国や県、町の作付方針作成者の農業協同組合のほうにも、こちらの部分については要望していきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○議長

8番、田崎信二君。

○8番

それでは、ここで柳津町の一生産者の例を挙げさせていただきますが、今年度、備蓄米をその生産者が約460袋を協力したそうです。1人で460袋ですよ。これを単純に販売米との差額、1,500円を乗じた場合、掛けた場合、69万円ほどの、言葉、悪いんですが、損失が出たと。これで、もう理解できますか。つまり、この69万円を10アール当たり、ちょっと柳津のあれでは合わないんですが、10俵収穫できますよと計算すると、単純に30アールから40アール、もう田んぼがなくなつてんだよと。そういうような単純な計算になるわけですから、やはりそういうようなことを頭に入れて農家の方、来年度、取組に理解できるのかなと思います。

参考までなんですが、今年、先ほど来から言っているように、柳津町全体で備蓄米に取り組んでいるのが面積で17ヘクタールほどあるそうです。協力した生産者が24名、全体で3,200袋ということでございます。今、私、言ったような一例で1人、最高で468袋、協力したそうです。

全体ではやはり、私、言うように、品種がいろいろ米にあると思うんですね。皆さん、知ってのとおり、コシヒカリを先頭にひとめぼれ、それから、今、収量を上げるということで天のつぶということでございますが。やはり中には収量を少しでも上げたいということで天のつぶを主力でもって協力した方がいるんですが、やはりなかなか品種分け、収穫なり出荷調整なりしていくと分けることができないために、コシヒカリ一本でもう出すんだよと。そうした場合、販売米と比べれば単純に、町の1,000円の助成、あったとしても、3,000円以

上、差がついてしまうと。そういうふうな農家からの、反応と言ったらおかしいんですが、そういう声が大に出ているわけでごさいますて、今回、このような来年については取組をしないというような声が大きいいということで、私、質問させていただいているんですが。

私、今まで参考例も挙げたりして質問したんですが、この辺について見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

今回のこういった実情というのは、先ほど議員おたし、ご説明していただいたとおり、私のほうでもいろんな方々より話などもございましたので把握のほうはしてございます。

ただし、先ほどから答弁のほうをさせていただいておりますが、こちらの助成というところで、当初は1,500円から始まって途中から1,000円の助成というようなことで始まったわけなんです、あくまでも価格の差額を補填する補助ではないっていうところをまず第一に理解していただきたいというところでございます。

また、今回のこういった実情を踏まえて、町のほうといたしましても、近隣町村の動向とか、そういったものを調べさせていただいたところでございます。柳津町では前から1,000円等の補助をやっているわけなんです、近隣町村においてそういった補助とか、備蓄米に取り組んだ助成というものをやっている町村については、なかなか少ないような状況でございます。

また、こういった同じような助成を今年度から始められたっていうような自治体も1自治体ございまして、ただ、そういったところの自治体のほうにも今回、どのような方向でというような話をしておりますが、そこの差額を埋めるそういった助成、そういったものは考えていないというような話もございましたので、そういったところを総合的に勘案し、また、そもそもこの助成というところが差額を埋めるものではないっていうような、あくまでも協力していただいた方への協力金というような趣旨がございまして、そういったところを踏まえながら今回につきましても、この1,000円ということで助成のほうをしていきたいというふうには考えてございます。

以上になります。

○議長

8番、田崎信二君。

○8番

では、今年度については分かりました。

それでは、次年度について考えますと、例えば、備蓄米事業へ取り組まなかった場合、国の制度でありますからこれはペナルティーはないのか。その辺、伺いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

取り組まなかった場合、ペナルティーはないのかということでございますが、今現在、備蓄米に取り組まなかった場合、町や生産者へのペナルティーのほうはございません。というのも、町長答弁でもございましたが、目標から目安に変わったということで、目安に変わった時点からペナルティー等々についてはなくなっていることでございます。なお、目標自体につきましては、それなりの各種補助事業とか融資等で不利な取扱いを受けることがあり得るというような取扱いになっていたようで、目標と目安ということで、今現在、目安に切り替わっておりますので、ペナルティー等についてはないということでございます。

以上です。

○議長

8番、田崎信二君。

○8番

ペナルティーはないということで。なかった場合、生産者からの先ほど来からの問題というのを受けて協力、得られない場合、町として取り組まないことで意思統一ができるのか。その辺、お聞かせ願って終わりたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

来年度以降の取組といたしまして、今月中には主食用米の目安というところで柳津町の目

安についても発表される予定となっております。つきましては、一定数の生産調整、やはりこちらは必要と考えております。また、生産調整をした中で今後、販売米が多量に市場に出回ることによって安くなったり、やはりそういった生産調整のほうは必要と考えております。また、米価が下落した際のリスク分散ともなりますので、生産者の皆さんのほうには、そういったところをご理解していただきながら呼びかけていきたいなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長

8番、田崎信二君。

○8番

最後って言いましたが、1つだけ伝えておきたいのは、生産調整はやるよと。知ってのとおり、生産調整なんて言わなくても、農業人口、減っているわけなんですよ。今、年代的に見ても高齢者が増えて、来年度からもうやめるよという方がもう何人もおるわけですから、自然にもう減っちゃうんですよ。ですから、そんなふうにと考えると、今度、もう少し考えるべき問題があるんじゃないのかなと。というのは、田んぼがなくなるとことは耕作ができないということですから、やっぱり農地改善、これを徹底的に農業委員会と相談しながら進むべき問題ではないのかなと思いますので、その辺を要望して終わります。

終わります。

○議長

答弁、いいですか。

○8番

はい。

○議長

これをもって田崎信二君の質問を終わります。

◇

◇

◇

○議長

ここで暫時休議いたします。

再開を2時30分といたします。（午後2時22分）

○議長

議事を再開いたします。（午後2時30分）



○議長

先に、先ほど8番、田崎信二君の質問にありました柳津町健康ポイント事業について、町民課長より答弁がありますので、これを許可いたします。

町民課長。

○町民課長

それでは、お答えいたします。

令和5年度の実績であります。26名の方に参加いただきました。年代別に申しますと、40代の方、2名、60代の方、8名、70代の方、13名、80代の方、3名ということで26名となっております。令和6年度につきましては、まだ集計、途中でありますので、数字はありません。

以上であります。

○議長

田崎議員、よろしいですか。

○8番

はい。

○議長

それでは次に、岩渕清幸君の登壇を許します。

6番、岩渕清幸君。

○6番（登壇）

さきの通告書により質問いたします。

来年度の予算編成方針について。

現在の町の状況は、人口減少や少子高齢化に歯止めがかからず、その対策が強く求められていると捉えています。持続可能なまちづくり、住み続けられるまちづくりに向け、他の自治体との差別化を図る必要があると強く感じています。そして、これから令和7年度の予算編成の時期を迎えてくるわけですが、来年度予算についての町長の方針について伺います。

どのような事業を展開するつもりか、そのための予算確保についてどのように考えているか、伺います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

6番、岩渕清幸議員のご質問にお答えいたします。

令和7年度の予算編成につきましては、現在、各課において指針を基に行っております。予算編成に当たりましては、第6次柳津町振興計画の将来像「みらい創生。ひと・ゆめ・れきしをつなぐまち」の実現のため、職員一人一人が町の将来を見据え、本町が直面する課題に的確に対応できるよう、振興計画審議会等で出された課題や地区からの要望等も十分に踏まえた上で、ゼロベースから事業の必要性・緊急性及び費用対効果等に基づいた優先順位を検証して事業の再構築、重点化を図ってまいりたいと考えております。

予算確保につきましては、国・県の予算編成の変化を踏まえ所要の財源の積極的な確保を図るとともに、使用料・手数料の見直しや未使用財産の処分及び各種団体等への補助金支給等の必要性について精査するとともに、町税や使用料等の歳入確保について引き続き積極的に進めてまいります。

また、近年頻発・激甚化する自然災害や物価高騰等に対応するため、臨時的に財政措置が必要な事業が増えてきておりますが、町の課題への切れ目のない対応やきめ細かな行政サービスの提供を継続して取り組んでいけるよう、長期的かつ安定的な財政運営に今後も努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

これより再質問を許します。

6番、岩渕清幸君。

○6番

再質問に入りますが、予算編成方針についてと町長の公約実現にどう取り組むのかという観点からも伺いますので、よろしくお願いいたします。

今、答弁をいただいた中に、歳入の確保という文言がありましたが、令和5年度の決算書を見ますと、黒字決算ではありますが、経常収支比率は年々上昇しており硬直化に向かっているとされていますし、しかも自主財源は20.4%となっております。依然として国や県の交付金や補助金に頼るというのが現状であると考えております。

自主財源ということになりますれば、まずは町税、それから、先ほども出ていましたが、

町税や使用料等の歳入確保というようなことになろうかと思います。町では現在、2名の徴収員を中心にその努力が続けられていることは承知しております。しかし、当然、100%の徴収率ということはないわけであります。その中で、納税組合の納付率は100%をずっと維持しているということでございます。ただ、その納税組合の中にも存続が危ぶまれているというような納税組合もあるとも聞いておりますし、昨年ですかね、解散した納税組合もあったようでございます。そんな中ですので、納税組合が存続できるように事務局で手を差し伸べると。いろいろな事務のフォーマットを提供するなりなんなり、相談に乗るとかというようなことによって存続を図っていければ、おのずと納付率の向上につながるのじゃないかというふうに考えておりますので、そこはお願いしておきます。

それで、質問ですが、自主財源についての言及の中に、使用料・手数料の見直しとありました。その使用料などの中には、町営住宅の使用料や水道料金など生活に直結するものも多く含まれていると承知しております。それらの見直しということは、値上げも排除せずに考えているのかどうかお伺いします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

ただいま議員おただしの件であります。確かに柳津町の財政、硬直化が進んできております。そして、昨今、社会経済情勢が急速に急激に変わってきているということもありますので、使用料・手数料などの見直しについては、近隣町村の動向であったり、あるいは、各施設にかかる維持管理経費もかなり上昇しているということもありますので、値上げをすることについても、これは選択肢の1つとして考えていくべきだというふうに考えております。ただし、値上げをするタイミングについては、よくよく考えていく必要はあるというふうな認識であります。

○議長

6番、岩渕清幸君。

○6番

ちょっと明言を避けている感じもありますが、来年やるとは言っていないというようなことでございましょうが、いずれそういった方向性は示されたというふうに理解しております。それについても、町民の方のご理解も得るような努力もしていただきたいというふうに考え

ております。

それで、自主財源については、ほかにふるさと納税というのがございまして、町長も日頃からふるさと納税に力を入れるという発言を繰り返していらっしゃいます。先日の町長を囲む会の発言でも、今年度のふるさと納税の見通し等についても言及されておりましたが、町のホームページを見ますと、令和5年度のふるさと納税額は約1,700万円ちょっとでございました。かなり前年度より伸びて、ここ数年、伸びておりますが、まだまだ伸び代があるのではないかと考えています。令和7年度の予算編成において、ふるさと納税等の目標額を幾らに設定するつもりなのか、また、来年度、新たな返礼品を開発するような見込みは立っているのかどうか、伺います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

ふるさと納税であります。今年度、令和6年度につきましては、福島県内の市町村においては軒並み減ってきております。減っているという自治体が多いわけでありますけれども、柳津町の場合は何とか伸ばしてきております。

12月末時点の予測ということになりますけれども、企業版ふるさと納税を除いて約2,500万円程度を目標としたいと思っています。企業版ふるさと納税が約500万円ありますので、合わせると3,000万円ということになりますか。今年の12月末までの目標をそうしたいというふうに思っています。さらにまた、1月、2月、3月までありますので、その辺どうなるか、ちょっとあれですけれども。

本当を言えば、6年の納税額を見て7年度、目標値設定ということにしたいところではありますけれども、令和7年度においては、これまでの伸び率などを見て、また、返礼品の開拓状況なども見て、5,000万円を目標にできたらというような腹づもりでいるところであります。

それと、返礼品の開拓につきましては、今年度も何回も集まってワークショップ等、やりながら開拓を進めておりますし、来年度も引き続きやっていく予定でおります。

○議長

6番、岩渕清幸君。

○6番

今ほど来年度の目標額、5,000万円ということでございますので、それに向かって努力していただいて、担当課のほうでも努力していただいてぜひ目標を達成していただきたいと。ふるさと納税の大体半分程度、町で自由に使えるお金というふうになりますので、大変大きな自主財源ということになるかと思っておりますので、努力のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、自主財源のもう一つですが、命名権があるんじゃないかというふうに考えています。町では今まで取り組んでこなかったわけではありますが、町所有施設のネーミングライツに取り組むことも1つの手段ではあると思っています。以前に同僚議員からも同様の質問があったと記憶していますが、町有の施設、町民センターや武道館、森林公園など、いろいろ考えられると思いますが、その命名権を確保した企業等に積極的にそういう施設を利用していただけるかもしれない。となれば、二重の効果が出るだろうというふうに考えています。命名権について、過去にも検討したことがあるとは思いますが、それらの経過について伺い、さらにまた、取り組んでこなかった理由と今後、取り組む可能性があるのかどうかという点についてお伺いします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

施設の命名権につきましては、ネーミングライツという横文字で今、呼ばれておりますけれども、いわゆるこれは販売側、町の安定的な収入を得るために命名権なるものを一般企業に買ってもらうと。そして、企業はそれを買って自分の会社の宣伝、あるいは広告等に使うというようなことで成り立つ契約であると言えます。

これをいろいろ調べてみますと、やはり地方の小さな都市ではなかなかちょっと難しい部分がある。後で説明しますが、主に大都市圏では今、盛んに行われているというのは事実であります。今ほどどんなものが命名権として売れるかということ、今、説明ありましたが、まさにそのとおり、そのほかにも道路自体であったり、あるいはバス、ごみ収集車であったり除雪車、さらには、生涯学習とか人材育成のいわゆる冠講座の名前なんかも命名権として売れるというようなことが広く行われているようであります。

当町の取組でありますけれども、去年とおとし、一部、市町村の実情、これを聞き取りする機会がありまして聞き取りをしております。それで命名権の販売の可能性に向けて、実

際、地元企業に打診をしております。しかしながら、実現には至っていなかったということでございます。近隣の一部市町村においては、既に募集がされているけれども、応募企業は極めて少なく導入に非常に苦戦をしているというようなのがほとんどの自治体の話でありました。先進事例から地元で愛され根差している施設、これに例えば企業が名前をつけてしまうということになると、なかなか理解や合意が得られにくいということもある。また、その施設利用に名前が変わることで混乱が生じてしまっているケースなんかも出てきているというような事例もあるようであります。

こういったことから、今後、当町では、ネーミングライツの導入に向けては住民や利用者の理解を得ていくということを前提としながら、企業にとって高い広告効果が得られるように、つまり、町と企業がウィン・ウィンの関係になれるような企画提案というものを進めていかないとなかなか実現できないなというふうなことで考えているところであります。

○議長

6番、岩渕清幸君。

○6番

そうですね。大きく言えば、全国にプロ野球の球場などがかなり命名権を販売して、結構有名な球場もございますし、球場と言え、隣町でも命名権を販売しているわけですね。坂下町にもあるわけですね。そういったことから考えると、柳津町でも先ほど町長が語る細かく申し上げましたけれども、そういったものの中でいろいろ選択をしながら検討し、町民の理解を得られれば導入することによって町の予算が安定化するというようなことも考えられると思いますので、非常に検討を加えていただきたいなというふうに思っております。例えば、町民バスでも「マツコ・デラックス号」みたいなことがあればいいのかなというふうに個人的には思っておりますが、それはまた別でございまして、よろしくお願いしたいと思います。

次は、歳出について伺います。

議会でも毎年予算審議等行っているわけですが、町の方のご意見をお伺いしても、なかなか、そう前年と変わらないなというような、あるいは、いわゆる小林カラーがないなというような声も聞こえております。先ほど来、同僚議員からも出ていましたが、子育て等も柳津はいち早く取り組んで非常に子育てしやすい町というようなことで進んできたわけですが、国の施策もあったりし、他の町村でも子育てに力を入れてきたというようなことで、なかなか差別しづらくなってきたのかなと。差別というか、違いが際立ちにくくなったのかな

というふうに思っておりますが、やはり今、子育て、いつまでもこだわるということも必要だとは思いますが、もう一つ考えているのが、やはりそうではなくて、住み続けられるまち、町長も常に言っておりますが、住み続けられるまちのために何か大きな施策の柱があったらいいのではないのかなと。例えば、随分昔になりますが、西会津町で「百歳への挑戦」といったようなことでございますが、そういったことを、振興計画の中にも大きな目標、ありますけれども、それらに向けて1つの大きな施策の柱をつくっていくと。いわゆる目玉と言われる施策があったらいいのではないかと考えております。その目玉について町長の考えというか、来年度、どんなふうに考えているのかお伺いします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

私が予算編成を行うに当たって心がけていることというのは、まず、一番は柳津町の振興計画、特に重点施策に該当するものについて考えます。次に、私の選挙公約にあるもの、これを考えます。その次には地区地域、あるいは団体からの要望等、必要性の高いもの、これを入れていこうということで考えているということであります。

具体的に三つ、四つ、挙げさせていただきたいと思いますが、順番は別ですけれども、ただ、申し上げる前に、これは固まっております、まだ。はっきりと固まっておりますが、今、頭にあるものということで聞いていただきたいと思います。

まず、公共交通をしっかりと見直すための予算取りをしていきたい。あと、再エネを推進するための予算取りをしていきたい。3つ目には、歴まち計画や伝統食のレジェンド形成に関わる予算取り、これもしていきたい。あと、健康づくりについての予算取りもしていきたい。あと、特産品開拓、それと、ふるさと納税に関わる予算取りであります。

いずれ、これは今回の一般質問にも出てきたものばかりとなってしまったわけですが、まさに私の頭の中にある施策であります。こんなところで小林カラーが出せているかどうか分かりませんが、やっていきたいなと、そんなふうに思っております。

○議長

6番、岩渕清幸君。

○6番

いろいろお答えいただきました。その中で歴まちなどのレジェンドや健康づくり、あるい

は特産品についてはそれぞれ先ほど来、出ておりますので、私は後で公約に関して幾つかと、それから、1つ申込みもありましたが、地区の要望というようなことで質問したいと思いますが。

地区への要望の前に、答弁の中でもあったんですが、各種団体等への補助金の必要性についても精査すると。これは補助金の減額も視野に入っているんだろというふうに解釈しておりますが、補助金の減額ということになれば、各団体からも反対意見が出ることも考えられますし、先ほど同僚議員からもありましたように、土地改良区からの補助金、助成金についての要望もあつたりしております。新たな助成の要望もあつたり、それから、今までの助成金を精査するということになれば、いろいろなあつれきも考えられるのではないかなというふうに思いますので、費用対効果というようなことを先ほど言われておりましたが、どんな基準で臨むのか。減額するというときには、かなり町長の強い決断力、決断というか、そういう姿勢が必要なんだろうと考えておりますが、どのような基準というか、町長の中で持っておられる基準というものをお伺いしたいと思っています。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

議員おただしのとおり、金額はさほど大きくないんだけど、補助金に関する要望というの、ものすごくあります。どれを認めてどれを認めない、あるいは、少し我慢してもらおうかというような判断を下すには、本当に大変な、断腸の思いと言っていぐらい私も苦労するところであります。

しかし、一度補助金として認めますということになると、これも経常経費になってきます。ほとんどの補助金が毎年出すということになります。要望があつたもの全てに出すということとは、これはもう無理は話でありますから、そこで選択と集中という考え方になってきたり、あるいは、やはり本当に社会経済情勢、激しく動いてますので、弱いところ、困っているところに光を当てられればいいなというところに重きを置いて考えるようにしているところであります。その他、本当にいろいろ、さっきもぼんやりとなっていましたけども、いろんな角度から見て総合的に判断していくしかないんですけども、そういった形で日々頭を痛めて補助金については考えているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長

6番、岩渕清幸君。

○6番

補助金については、もらっただけ得だという感覚があるとは思いませんが、やはりどうしても事業の継続、あるいは組織の存続というようなことで町にお願いせざるを得ないというような団体などがあるというのは、私も承知しておりますし、また、それらを強く突っぱねるのもなかなか難しいだろうと思っておりますが、答弁にあったとおり、全てに応えることはできないだろうと思っておりますが、何らかの1つの基準、あるいは、説明できる基準があるべきだろうと考えております。

それで、次から町長の、先ほども出ましたが、公約に関わる問題について質問させていただきます。来年度は小林町政2期目の折り返しということでございます。答弁書にありましたが、第6次柳津町振興計画の将来像を見据えるということは当然であります。公約も町長自らが町民と約束しているということでございますので、その中から幾つか、次年度の予算にどう反映させるのか、そのための予算をどうつけるのかという観点から伺います。任期内に実現させるには、既に助走に入っただけでなくちゃいけないだろうし、来年度予算に何らかの反映させなければ実現は難しいんじゃないかという観点でございますので、よろしくお願いします。

幾つかある中で私のほうで選んだ1つ目ですが、公共施設の再編とその運営母体の組織の見直しとあります。公共施設の再編の見直し作業にどう取り組んでいくのか。町には現在、老朽化した施設を含め利用率があまりよくない施設などもあります。存続させるものとそうでないものをどう見極めるのか、検討するための組織等を立ち上げることなど来年度、具体的な動きをどうするつもりなのか、まず1点、伺います。

次に、運営母体の見直しとありますが、現在、指定管理制度で幾つかの施設が指定管理させていただいていますが、このことも見直しの対象としているのかお伺いします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

町が持っている公共施設をどうするかという問題ですが、これは非常にやはり大きなテーマでありまして、役場の中も各課、幾つもの課にまたがって話をしていかなきゃいけないものであります。また、町内でもいろいろ利害関係が複雑に絡まり合っている部分でもありまし

て、合意形成というのは非常に難しい部分であります。

しかしながら、これも解決をしていかなきゃいけないところでありますので、今年度、各係、各課、役場の中と関係団体などでプロジェクトチームをつくって、そして、副町長を頭として検討するようというところで指示を出しているところであります。なかなかスピーディーに進めるということにはならないかもしれませんが、いろんな利害を調整しながら最終的に町の決断というものをしていきたいというふうに思っております。

○議長

引き続き、どうぞ。

○町長

何でしたっけ。（「運営母体」の声あり）

運営母体は、今、町が抱える公共施設に当たっては、道の駅であったり、あるいはせいざん荘、町民センター等々、あるわけですが、全て指定管理で今、運営をしております。振興公社がやっているわけでありまして、将来的には振興公社、あるいはどこかと合併をする、あるいは、全く違う新設合併をして新たなものが出来上がるという方向性も視野に入れながら、これから、振興公社についてはいろいろ理事会、評議会等もありますので、そういった人たちの意見も聴取しながら、運営母体というものをいじっていきたいというふうに考えております。

○議長

6番、岩渕清幸君。

○6番

運営母体については、理解しました。

老朽化施設についても、現在いろいろあると思いますので、解体にも大変なお金がかかる時代でございますので、どういう形で持っていくのかと。なかなか重い課題かなというふうには思っておりますのでその辺も、ただ単純に今までやってきたからまた継続するんだというようなことではちょっと違うんじゃないのかなというふうに考えておりますので、検討を加えながらどんな方向性が示されれば、示していただければありがたいのかなと思っております。

公約で2つ目ですが、移住定住を促進するために空き家の利活用と宅地分譲を進めるとあります。空き家の利活用では、じゃあ、どういうことなんでしょうかと。今年度、1軒の空き家を町で買い求め、地域おこし協力隊の住居やお試し移住のために利活用するというよう

な話でございましたけれども、それ以外にどのような利活用を考えているのか。空き家の除却や改修に対しての助成金もありますが、どのような施策を具体的に考えているのか、具体策があればお示しいただきたい。

それから、今の町の現状を見ますと、空き家は町の中心部にも散見されます。しかし、空き家バンクへの登録も少ない。町内の空き家の数は相当あることは間違いありませんが、その空き家をどの辺を優先的に利活用するつもりなのか。どういうふうに生かしたいのか。町でリフォームに対する助成とか、あるとは思いますが、ただ、どうしても仏壇があるとか、なかなか個々の理由で利活用が進んでない現状でございますので何か、秘策とは言いませんが、どういう具体的な施策を考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

空き家の利活用についての秘策ということですが、実は、先進地が高知にありまして、私が非常に今、興味を持っている場所であります。

簡単にどんなことやっているかということをお示ししますと、まず、空き家を土地建物の所有者から10年間無償で町が借り受けます。そして、そのものを町が補助金を使って全て水回りであったり直すわけです。国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1。そして、新たに移住を希望される方に入っていただくと。で、家賃をいただくというような形になります。10年経過したらどうするんだということですがけれども、10年経過した時点で、その建物を所有者にそのままお返し、改修をしたきれいな状態、住める状態でお返しをするのか。あるいは、引き続き住みたいという人が買い求めるというような形になるのか。引き続き、貸してほしいという形になるのか。いろいろあると思いますけれども、このメリットというのは、土地建物の所有者の負担がまずないということ、そして、新たに入るといふ人の入居時に大きな負担がないということ、これがやっぱり大きくて、小さな町ではありますけれども、数十軒という移住者がそこに入ってきているということです。非常にシステムとしてこれはいいシステムなので、もうはっきり町に横展開できないかというふうに今、考えているところであります。

ただ、1つだけちょっと課題になりかねないというのが、どうも国の2分の1の補助はいいんですが、県の4分の1の補助、高知県はやっているんですが、福島県はどうもまだそこまで

行っていないんじゃないかという話がありますので、確認の上、もしもないということであれば、いろんな方面にお願いをして、そんなことができないかということで強力に要望していきたいなというような事例がありますので、来年度ぜひ現地に赴いてしっかりと見てきたいなというふうに思っております。

○議長

6番、岩渕清幸君。

○6番

そうですね。大変何かすばらしい、聞く限りではすばらしいような事業でございますが、県のほうでもそうやって4分の1の負担、していただければ、うんと町としても助かると。八方よしと言ってもいいのかなというようなことも考えますので、もう少し精査して、取り入れられるんならば取り入れていただきたいというふうに思います。

宅地分譲についても伺いますが、ここ数年、宅地分譲の計画は頓挫しております。果たして来年度もこのままなのかというふうに危惧しておりますが、先日の町長の言葉では、町有地の有効利用もうまくいかなかったというようなことでございます。町に不動産屋さんがないのでなかなか、民間での開発というのは難しいということでございますが。しかし、分譲する土地がないとなれば、例えば、町内周辺の地域で家が老朽化してなかなか地元、不便だから町内、この近くに建てたいといっても土地がないというようなことになると、例えば町外に出てしまう、あるいは、親元を離れて生活する人が町内に住む場所がないというようなことになりかねないと。町外への転出を止めるのは難しくなるのではないかというふうに考えます。宅地分譲に対する来年度の見通し及び新たな土地に対する調査などをする考えがあるのかどうか、予算的にどういうふうに考えているのか、町長の考えを伺います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

宅地分譲については、分譲する場所には議員の皆さん、議会の皆さんとお話をした中で、町有地で検討してはというような話をいただきまして、2か所、宅地になりそうな場所がありましたのでその現況の調査、そして、権利関係の調査に入りました。しかしながら、この2つの土地、共に問題がありまして、すぐに解決できそうな問題でもありませんので、少し時間を置いてということ考えているところであります。

しかしながら、このままこの問題を動かないようにしておくというわけにはいきませんので、今、考えているところは、河沼郡の中で例えば湯川村、会津坂下町、この2つについては不動産業者であったり、あるいは、ハウスメーカーが造成をして分譲をして建て売りをして、実際、営業をやっています。しかし、柳津町には来れないのかということ、柳津町は駄目だと言うんですね。それが何でかということを知ると、やっぱり理由は1つで採算に合わないからだということなんです。そこで、どのぐらい採算に合わないのか。採算に合わない分を町で何とか支援をして、条件として湯川、坂下と同じような条件にできるとすれば動けるのかどうかということを実は1か月半ぐらい前に県の宅建協会の会津支部の方と話をしました。そういうことであれば可能性はあるという返事でありましたから、どのぐらい足りないんだと、どのぐらい助成をすればできそうなのかということ、こういった制度設計を来年度できるかどうか、ちょっと考えてみたいと思います。これの1ついいところは、やはり宅地を求めて造成、工事をするというふうになったときには、やはり町で工事をするよりも民間でやったほうがかなり工事費用は安くできるということもありますので、そういったことも含めて1つすぐできる、できそうな施策として検討に入りたいと思っています。

○議長

6番、岩渕清幸君。

○6番

先日もそういったお話を聞いた記憶がございますが、町でやるよりは確かに民間のほうが開発費は安く上がるのは確実にございますし、そういったことによって民間のノウハウが入るということで、使い勝手のいい宅地分譲というようなことにもなろうかと思っておりますので、ある意味、職員の負担も軽減されるというようなことも考慮すると、そういった方向も1つの方向性かなというふうには考えておりますが、なかなかすぐというわけにはいかないのかもしれませんが、検討は加えていただきたいと。

次の公約ですが、再生可能エネルギーの推進というふうになっています。柳津町はエネルギー自給率が全国で12番目に位置しておりまして、水力発電及び地熱発電所の発電による貢献が大きいものと考えています。それでも再生可能エネルギーの可能性を求めることは大切なことでありますし、そういった意味で、公約で地熱、小水力、太陽光などの再生可能エネルギーを推進するとしたことは、評価に値すると思っています。

まず最初ですが、地熱発電の推進について伺いますが、九州電力による地熱発電所計画に

基づく調査が行われましたが、非常に議会としても盛り上がって大変期待感があったんですが、その後の進捗についてあまりいい話が聞こえてきません。現在、どういう状況なのか。また、町長としては九州電力に対してどのような働きかけを行っていくつもりなのか。次年度はどんな対策を考えているのか。あるいは、町長だけでなく町内一体となった運動というようなことも必要なのではないかと考えておりますが、たしか私が聞いた記憶によれば、有望な地点であることは変わらないというふうに伺っておりますので、ぜひ実現できるような運動、そのための予算を確保していただきたいと思いますので、町長のお考えをお伺いします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

九州電力についてでありますけれども、これまでの経緯を紹介いたします。

今年8月と9月に西山地区の区長や温泉組合の皆さんを対象に、九州電力から事業の説明がなされました。現状としては、調査により有望な地点が見つかっていると。ぜひ開発をしていきたいという意志は持っていらっしゃるんですが、近隣の発電事業者との協議がなかなか調わないんだと。有望なところを掘ってしまうと近くの事業者の蒸気に影響を及ぼすのではないかというふうな危惧から時間を要していると。協議が調わなくて、それが終わらないうちには次のステップには行けないんですというようなことでありました。ですから、そういった民間企業同士のいろんな話合い、折衝ということでもありますから、いつ新たに九電が発電所を造ることができるようになるかということは、まだ現時点では不透明である、未定であるというようなことしか言えないという現状であります。

ですから、町としても、そういったことを事細かに、やはり情報の共有というものをしながら、町でもしもできることがあればその中に入っていったりしながら、ぜひ九電が動けるような形にしていきたいというふうに思っております。

実は、私も先ほど予算づけの中で再エネの推進ということを1つ掲げましたけれども、地熱を使っては3つ、方向性を考えております。まず、1つは、自ら町が株主か何かになって会社をつくって発電をして、その電気を売るか売電をする。あるいは、発電した電気を地元で使う地産地消。あるいは、それと併せてでもいいんですが、余熱を使った二次熱利用、この3つ、何とか再エネの推進の中でやっていけないかという希望を持っていますので、それに

は、ぜひやはり九電も絡んでいただいたほうが幅も広がってきますので、それについては町としても応援をしていきたいと、推進をするように協力もしていきたいというふうに考えております。

○議長

6番、岩渕清幸君。

○6番

再生可能エネルギーということで、特に地熱に関して今、伺いましたが、すごくほかにも、地熱の利用等についてもう1点、後で質問させていただきたいと思います。

次に、小水力発電についてですが、令和5年度に福島県で調査をしております。小水力発電に関するポテンシャル調査というのが行われました。その中で、琵琶首地内について調査が行われております。その結果が出されていますが、それによれば、全般的に河川標高が道路より30メートル程度低く取水堰の設置可能な地点を見出すことができなかったとしてD評価になっております。すなわち、許認可や経済性に明らかな問題がある地点と評価されています。この結果を踏まえると、小水力発電はかなり難しいのかなと思っております。猪苗代町等ではかなり進めておりますが、柳津町の地形的な問題があつてなかなかこれを取り入れるのは難しいのかなという気がしてしまいましたが、小水力発電の取組ということはどのように進めていくつもりなのか。琵琶首地区以外の地区については、町独自で調査を行うとか、そういうような方向性は考えているのかどうかお伺いいたします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

昨年度行われた小水力の発電の可能性調査、これは琵琶首で行われたわけですが、県で行った調査であります。他の地区で調査をしたいと、その可能性につきましては、県からの実施の打診等はありません、今のところ。じゃあ、町で単独でどうなんだということでありますけれども、今現時点で私が再生可能エネルギーとして考えているのは、優先順位としてはやはり地熱を考えております。ただ、近くで複合的に小水力が可能だということであれば、必要に応じて調査も要るのかなと思いますけれども、まずは地熱のほうでというようなことで考えております。

○議長

6番、岩渕清幸君。

○6番

この公約については、小水力は少し順位が後だよというようなことでございます。

もう一つあります太陽光発電ですが、町でも推進しておりますが、1つ私が危惧しているのは、先ほどもちょっと出ておりましたが、歴まちとの兼ね合いということでございまして、先ほど来、出ております歴まちの重点地区内に太陽光発電が続々とというようなことは少し、整合性はどうかかなというふうに考えておりますが、その1点についてお伺いいたします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

太陽光発電のパネルだと思うんですが、それは建物の屋根についているものということでよろしいでしょうか。建物の屋根につくパネルですけども、確かに今の状態のパネルであれば景観を害する可能性もあるのかなというふうに思いますけれども、これからかなり薄めのパネルなんかも出てくるということもありますので、ただ、これから後、景観計画であったり景観条例なんかの話し合いも入ってくる中で、線引きはしていかなければいけないと思っていますところであります。ですから、今この時点で駄目だ、いいですよということではお答えはちょっとできないということであります。

○議長

6番、岩渕清幸君。

○6番

歴史的風致維持向上計画も、再生可能エネルギーの推進も、みらい創生係ということでございますので、その辺で整合性についてもしっかり議論を深めていただきたいなというふうに考えております。

それで、先ほどちょっと言いましたが、地熱発電に関してですが、もう一つ、地熱を利用した発電ということでバイナリー発電があるのではないかなというふうに考えてございます。今年6月に議会の研修で北海道森町、そこで年間発電量100万キロワットという大きなバイナリー発電所がございました。これは、近くにある地熱発電所の熱水を利用することで発電をしているものでございます。この原理を応用すれば、現在、稼働している西山地区の地熱発電所でも可能なのではないのかと。今の会社でなかなか踏み切れないとなれば、例えば、第

三セクターなり何らかの形でもやることは可能なんじゃないのかなというふうに、私は原理的なことや応用について詳しいわけではありませんが、素人考えだとは思いますが、その辺も1つは考慮すればさらに先ほど言った自給率の向上につながるのではないかと。

それから、同じくバイナリー発電ですが、前に委員会で訪れたことがある土湯発電所のバイナリー発電所がございますが、その方式によりますと、例えば、砂子原温泉では、県の地熱バイナリー発電出力試算結果というものによれば、15から20世帯分の発電が可能となっているというふうな調査結果もございますので、これらについてはどのように次年度以降、取り組むつもりなのか伺います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

再エネの推進を進めていく上で、発電所、発電方法等、規模感も問題になってくると思うんですけども、誰がやるのかということ、やっぱり大事になってくると思います。町とすれば、誰と組んでやるのかということになってくるかと思いますが、そういったことについては、今いろいろ自分たちで会社をつくって発電をしていこうという動きが全国各地で少しずつ出てきております。地熱であれば八幡平の地熱発電所あたりでも再エネ、始まっていますし、あと浪江あたりでもかなり、少し規模等は小さいんだろと思いますが、出てきています。そういったところ、ちょっと勉強させていただきたいなと、そんなふうになんか考えています。とにかく座組ってというか、誰と組んでやるのかということ、これ一番大事なので、それによって方法であったり、決まってくると思いますから、まず、こういった組織でもってやっていくのが町としてはいいのかなということを勉強させていただきたいなと思います。

それで、1つ、先ほど言い忘れましたが、再エネの推進に当たっては、地熱であったり小水力であったりと話も出ました。そんな中で太陽光発電も出ましたけれども、既に設置済みの役場の太陽光発電であったり、学校のパネルであったり、こういったものは今ついているものでありますから、有効利用ができれば再エネの推進にもつながってくるということもあるので、これも併せて考えていきたい、そんなふうには思っております。

○議長

6番、岩渕清幸君。

○6番

地熱のバイナリーの可能性も調査していただいて、私の本当の素人の思いつき程度の話でございしますが、可能性としてはあるのではないかなというふうに思っております。

それと、現在、上がっている太陽光発電ですが、災害時にしか使えなかったものでございしますが、補助、30年、過ぎようとしているんですかね。ですので、使えるんだろうと思いますので、そういった有効利用も併せて考えていただきたいなと思っております。

最後の質問になりますが、公約とは違いますけども、今回の補正予算、見させていただきましたが、超過勤務手当の増額などが目についておりますが、行政の事務事業は8,000とも1万とも言われておりまして、超過勤務など職員が疲弊しないよう負担の軽減を図る必要があるんじゃないかと思っております。自治体のDXのさらなる推進、それから、事務事業の見直し、それらを図る必要があるのではないかと思っております。また、先ほど答弁にもあったように、事業の必要性、緊急性、費用対効果等に基づき、事業の再構築、重点化を図るといような答弁でございましたので、今まで行われてきた各種政策の見直しを図り、縮小すべき事業とか、あるいは、新たに取り入れる事業といっためり張りのある予算にさせていただきたいと。事務事業、各種施策の見直し、この2点について、改めて町長の覚悟をお伺いします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

職員の仕事ですけれども、皆さんもご存じのとおり、人口が減れば職員の仕事も減るだろうというふうに考えられる方も町民の中にはいらっしゃると思うんですが、これはまるっきり逆でして、どんどん増えてきているということであります。私の選挙公約の中にも新たな事業を幾つも出てきていますけれども、こういった新たな事業が増えるんだけど、今までやってきた事業はそのまま残ってしまっているというのが現状であります。ですから、事業についても新陳代謝が必要だというふうに考えております。なかなか今、皆さん、職員、仕事に追われて、なかなか自分がやっている仕事が、どういう意味があるのか、必要なのかどうなのか、振り返りをする事すらなかなかままならないというような状況にもなっているという部署もあるようであります。

そんな中で、仕事に余裕を持たせる、隙間をつくっていくというその方法でありますけれ

ども、今、議員がおただしのとおり、事務事業の評価、見直しをして、昔からやっている事業の中には本当に要らない事業もあるはずですし、ほかの事業と合わせていいものもある。また、ずっと縮小してもいいものもあるはずなんです。ですから、そういったものを、時間はかかりますけれども、忙しい手を空けてしっかりと職員にやってもらう。そうすることが2年、3年後には自分が働きやすい職場にもなりますし、町の新たな仕事も消化できるような体制もできますので、事務事業の評価を、見直しをぜひやっていきたいということは考えております。

そして、もう一つは、2年ほど前に役場の職員がやっている仕事の中で役場の職員でないとできない仕事と、いや、そうじゃなくて、一般の人でも代わってできる仕事っていう色分けをしました。コア、ノンコアということで色分けをしまして、相当の数の事業が一般の人がやっても支障がないという結果が出ております。ですから、そういった仕事については、外部に委託をする、アウトソーシングをしていくということは、なんでかんでやっていかなきゃいけないことなんだろうと思います。

そして、それと地域おこし協力隊などの手を、人材を積極的に登用していきたいというふうなこと、こういったものを合わせて実現することによって、職員の仕事に余裕をつくっていったらんと、そんなふうに思っておりますので、これはもう待ったなしでやらないといけないことだと思っています。腹を据えてやっていきたいと思っています。

○議長

6番、岩渕清幸君。

○6番

最後の質問でございますが、覚悟を持ってという言葉をお聞きできたので大変よかったかなと思っております。

予算、限られております。それをどう使うかというのは、町長の採択に関わる部分も結構多いんじゃないかと。広く平らに使っていれば、不満は出ないかもしれないけれども、特徴あるまちづくりはできないと。生きたお金の使い方ではないんじゃないかというふうに考えておりますので、しっかり各担当部署に指示を出していただいて、メリ張りのある予算ということをお願いしたいと思います。

最後にですが、私が感動したところがあるのでちょっと紹介させていただきますが、先日、委員長からも報告ありましたが、産業厚生常任委員会で訪れた長野県の小布施町でございますが、そこには小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例というのがございます。その

前文の一部を引用させていただきますと、「私たちは、この町をさらに美しく、より快適で、活気に満ちた町に育て、責任を持って次世代に残すためにこの条例を定める」とあります。柳津の条例を見てみましても、これ以上、もっと長いんです。前段あって長いんですが、こういう前文のある条例はないのじゃないかなと思って、非常にまちづくりに対する強い意識が宿っていて、すごく感動いたしました。そういったことも含めて、町長には強いリーダーシップを持っていただいて、まちづくりを町長の思いが伝わるような予算づくりをしていただきたいと最後に強く要望して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

これをもって岩渕清幸君の質問を終わります。

◇

◇

◇

○議長

暫時休議いたします。

再開を3時40分といたします。（午後3時33分）

○議長

議事を再開いたします。（午後3時40分）

◇

◇

◇

○議長

次に、渡邊俊典君の登壇を許します。

2番、渡邊俊典君。

○2番（登壇）

それでは、質問させていただきます。

1つ、会津柳津駅改修について。

6月、9月の一般質問で指摘をいたしました、その中で、待合室の土間仕上げモルタル割れについて、引渡しを受けた当初から起きていたのに、11月現在、この質問書を出す時点、そしてまた現在も何ら改善が見られないですが、どのようなお考えなのか、お伺いいたします。

2つ目、町上水道について。

軽井沢から猪鼻、黒滝への上水道の配管ルートの中で、軽井沢から猪鼻の受水槽までの間が雑木林になっております。また、大野新田の受水槽から住居地までの配管ルートにおきましても、同様に雑木林になっております。

漏水等の維持管理についてどのようなお考えなのか、お伺いいたします。

ほかに上水道配管方法で大変危惧されておりますのは、椿から藤までの配管が仮設用と言ってもいいゴムホースの露出配管のままで何年もたっております。

あつてはならないですが、万が一、いたずらで配管に何らかの薬物等を入れられる事態が生じたりすることも考えに入れておかなければいけないと思います。それ以外でも、田畑のところも露出配管されている箇所も多々見られ、草刈り等での切断もあると聞いております。

人命に関わる大事な水のことでですので改善が必要と思いますが、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

3、本庁地区の水道水の取水施設について。

現在、本庁地区の取水は、役場近くの堤防の外側の只見川近くで行っておりますが、只見川氾濫時には冠水してしまうことが起こります。

県では、それに対応するために銀山川の堤防のかさ上げを行っておりますが、町の取水場はどのように考えておられるのか、お伺いします。

現在の取水場は、地下水だと言われておりますが、只見川の浸透水も混ざっているのではないかと懸念も捨てきれません。ポンプアップでメインの受水槽まで送っているため、電気代やポンプの交換など、多額の費用がかかっているため、現在、町の人口の減少が著しい中、別の場所からの取水は考えられないのか、お考えをお伺いいたします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

2番、渡邊俊典議員のご質問にお答えをいたします。

会津柳津駅舎待合室の土間コンクリートの割れにつきましては、施工業者と相談をし、凍結による割れ等も想定されることから、この冬の様子を観察し、状態も落ち着く来年春以降の補修施工を考えております。

次に、現在、当町の上水道整備区域は、柳津区域のほか全16区域ございますが、その多くが山地に水源を有し、配水池まで埋設管によって配水しております。山林等に管を埋設せざるを得ないリスクとして、根が管を破損させる可能性があり、漏水発生時も人目につきにくく発見が遅れてしまうことが懸念されます。このようなことから、施設監視システムを導入し、漏水発生時は瞬時に職員へ警報が届き、現地に行かずとも現状を覚知し、早期に現地調

査、緊急修繕等の対応を取っております。管の埋設方法については、一長一短であることから、今後もその場所に適した方法により整備をしていく考えであります。

また、平成23年7月新潟・福島豪雨災害により藤地区浄水場が水没し稼働不能となったため、柳津配水池から藤地区へ仮設の配水管により供給しております。地理的に道路下への埋設を検討中ではありますが、起伏が激しく延長も長く、多額の工事費が見込まれることや県道であり生活道路として利用している住民も多いことから、県や地区住民とも十分に協議し対応したいと考えているところであります。

次に、柳津配水池の水源については、2か所ございます。そのうち、第一水源は只見川近くに設置されており、地下水を取水し柳津配水池へポンプアップにより送水しております。第一水源は昭和52年に竣工し使用を開始しておりますが、現在まで当該水源同等以上に良質かつ取水量が確保できる適地は見つかっておりません。

議員おただしのとおり、只見川が氾濫した際に当該水源が冠水し水質に影響が出ることが懸念されるため、現在、柳津配水池に新たな浄水設備の整備を予定しております。具体的には、膜ろ過方式の設備を導入することにより、濁質成分をはじめ細菌やウイルスなどの病原菌を除去し、良質な水の安全供給を図るものであります。本計画については、令和3年度に県から認可を得ており、令和7年度に地質調査、測量、設計、積算に着手し、令和8年度から本工事に着手し、2か年計画で竣工を目指しております。

以上であります。

○議長

これより再質問を許します。

2番、渡邊俊典君。

○2番

まず、駅改修について、今の答弁に対してご質問させていただきます。

この中において「施工業者と相談をさせていただき」、相談をさせていただきということは、まだやってないんですか、やったんですか。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

既に相談をしております。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

相談をしたと。そうしたら、その中身をお知らせ願いたいんですけども。要は、今現在の方法で直すのか。目地だけ詰めようとしてるのか。あれだけひび割れ入ったら、目地だけね、赤べこ作ってるあちらのほう、やりましたけれども、あんなもんじゃ大変なことになります。全部剥がれてきますから。ですから、どのような改修をするということで打合せ、やったんですか。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

これから寒い冬を迎えます。これを越えた段階でどんな状況になっているのかということも視野に入れながら改修方法等、確認をしていきたいと思っています。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

寒い冬云々じゃないんですよ。大体、設計も悪いですけども、既存のコンクリのところにあんな薄いのぶって、全然ワイヤーメッシュ等も入れない。工事が悪い。そんなものはどうするのかっていうの、さっさと決めといていいでしょう。で、設計がまずいです、間違いなく。ただし、責任施工ですから業者も責任があるんですよ。で、今まで、寒くなるからって、オープン記念のときに同僚議員があちらさんの設計屋さんに監理しましたよね。監理まで頼んでる。そこでもうクレーム、4月でしたか、やってんですよ。それから私も6月、9月と言ってて、まだ動かなかったと。町長、それはどういう考えなんですか。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

請負契約は、仕事の完成を約束して、その完成したものの引渡しを受けて、そして、それに対して報酬を払うということですから、引き渡されたものが不完全なものであれば、

完全なものにして引き渡していただくということであります。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

ですから、引き渡したものが完全でないと同僚議員が先ほどの設計をなさった、これも松村議員さんがおっしゃいました、それつくった町の景観条例、その辺の関係する人なんで、またその設計やらせた。なおかつ、監理も頼んでんですよ、工事の。ところが、現場に来てないんですよ。いろいろ情報聞きますと。ゼロではないでしょうけども。打合せは毎回、東京とこちらのリモートだけ。完成時に、それから、申し訳ないですけども、設計段階もそうだったんです。まず、現地調査、設計に入る、来ないんですよ、資格ある方たちが。そういう話、ちゃんと取ってます。そういうことで監理まで、監理の費用、払ってのに、割れてるああいう状態で受け取る。監理がオーケーだと。町の監理の人もありますけども。

それから、町長ね、その後、いろんな視察に来ると。恥ずかしくないんですか。漏れ聞いたところ見ると、あんなものでって声が結構あるんです。でも、町長、なぜここまで時間かって、だから、寒くなるから来年だということになったのか。お願いします。

○議長

町長。

○町長

引渡しするときにも、ひび割れは確認をしております。しかしながら、温度差も非常に激しい厳しい気候の中で、さらにひどくなって広範囲に直すところが増える可能性もあるということで、一番条件の悪い季節を過ぎた後で修繕をさせるということでもあります。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

なおひどくなるって言いますか。申し訳ないですけども、あれ、ひび割れない、全然ゼロとは言いませんけど、ヘアークラックくらい入りますけども、そういう方法、幾らでもあるんですよ。そういうこと、やらなきゃいけなかったんですよ。ですから、来年それ、やる、来年でもしょうがないですわね、ここまで来たら。どういう方法で直すのか。それから、設計監理の責任、それから施工業者の責任、その辺を後で明確にしていきたいと思います。次に、町上水道について聞きます。

要は、いろんな職員の警報来ると。警報設備が、これ、来ないんですよね、場所は。軽井沢からその分が漏れてるつつうだけで。なおかつ、工事やったときにはちゃんと車も行く、そういう配管もできるだけなってたのが、雑木林になってしまった。これは大野新田もそうなんですけれども。万が一、漏水になって工事に行くのにどうすんですか。木を切ってから、車行けるようにしてからやるんですか。全部、手で持ってたがってって手掘りしてやるんですか。木の根っこっていうのはかなり強い力、持ってますから。配管を折ったり、それから、配管のジョイントの部分に入り込んだり。そういう傷む可能性があるのです。なぜそのときに工事やった後、その部分を草刈りさえしてれば、雑木、生えなかったわけですよ。そういう配管の管理はどういうふうに考えて、それから、今後どう考えるのか。お願いします。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

お答えいたします。

ここの箇所だけに特定するわけじゃないんですけれども、水源そのものというのは、湧水、湧き水をほとんどが利用しています。それが皆さんに供給している水の流れという大きい話なんですけれども。

そうったところで、管路については、警報は出るものの場所が特定できないというお話がありましたが、場所というのは特定できませんが、ただし、どこで起きている、その区間というような大きい幅は分かります。例えば、配水池の下なのかとか、水源から水が来てないのかっていうのが分かります。そこから調査に入るのが我々の仕事になります。これは、言うほど楽ではありません。ですが、安定供給するために我々は日夜そういった形で漏水修理とか努めているわけでございます。

そして、修理なんですけれども、実際は管路ということで水源から配水池に入ってくる水の管路を送水管の管路とするならば、その幅の分については借用させていただいたり、また、公用であれば占用したりとか、あとは無償でお借りいただいているという地区協力とかいう部分で様々ありますが、そういった場合には、大体现地まで何らかの形で掘削の機動力を持たせなくちゃいけないので、機械を搬入したり、もしくは、先ほど出ましたとおり、手掘りの作業をいたします。ただ、水源の管路の場所によってはそういった作業が出てきますので、そこはご理解いただいて適宜必要な修理をその場所に必要な機材、もしくは、人の手間によ

って修理していくというところで管理をしていきます。

以上です。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

そういうことを聞いてんじゃないんですよ。要は、そこが、例えば重機が入る。猪鼻・軽井沢間ですと、猪鼻の受水槽から軽井沢の地区まであの距離、大変な距離ですよ。雑木林なんですね。どういう土地のやり方したか分かりませんが、柳津町で猪鼻部落の水が足りないということで、町でもそんな予算がないんだって言いながら、ある町の方の尽力をもって国の農水省、自家工事でやったんです。ですから、町も県も一銭も出しておりません。猪鼻までの受水槽までは。ですから、その段階でそこを通るところの用地交渉なりなんなりは、農林省でやったもんなのか分かりませんが、でも、配管し終わって、やっぱり維持管理のためにそのところをいつでも重機でも何でも入れるように草刈りだけしてればよかったんですね。そのときには全部、了解もらって雑木を切り倒して重機を入れて配管したわけですから。それから、あそこもそうですね、大野新田も、私、時々あの辺に栗拾いに行くから分かりますけれども、大分前はあそこに通路があったんですね、真ん中にずっと。それが全然構わない。誰の土地で駄目だかどうなのか分かりませんが、ただ、配管、通ってて、そこを守るために、今の雑木、必要な雑木じゃないと思うんですよ。大事な木を植えたわけじゃないんですから。それを維持管理するのに、万が一あったらどうすんですかって聞いてんですよ。重機も入らない、車も行かない、人の手も掘れない。あんな、今、立ってっと見てください、雑木、みっしり立ってますから。そういう状況でいいのかって聞いている。それから、それを今後どうするのかって聞いてんです。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

お答えします。

立木関係については、土地を持っている方の所有物というのはご承知のことかと思いますが、けれども、立木の関係では、切るとかそういったところに現在至りません。埋設してある箇所については、立木、そういったものはもうない状態で埋まっていますので、そのほか私有地

から影響する分にあつては漏水が起きちゃうかもしれません。今の時点では場所を動かすことは容易にできませんので、管路の管理ということで、先ほどありましたとおり、しっかりと埋設されてる箇所を確認した上では、必要なところの草刈りをしたり、必要なところの確認をしたりということで管理しています。

以上です。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

ですからね、それをやってないんですよ、草刈りも。それから、両方とも当時、配管を埋めるということで借りたわけで、雑木所有じゃない。雑木は後から、それ終わってから生えてきたんですけれども、やっぱりその辺が借地なら借地なりに水道管、それを管理するために草刈りして悪いわけじゃないでしょう。大野新田に至っては、元あそこに通路がありました。それが全然構ってないんで、道路から受水槽までのあそこはやってますけども、受水槽から部落までは全然、大野新田も元通路あった分まで塞がるくらいまで雑木が勝手に生えてきてると。私、言ってるのは、だから、そこで万が一、漏水なり修理が必要になったときにはどうするんですかと。雑木がその人の所有じゃないです。

雑木、立ってるとこ切って、例えば、軽井沢から猪鼻まではそれをお借りして配管しているわけですよね。重機が通る、車が通るまで。例えば、そこをね、町で通路としてできたのであれば、前に塩野のところで土砂災害、ありましたよね、通行止めになった。そうしますと、そこが軽井沢まで、猪鼻までの通路にもなってるわけですよ、なれるわけですよ。わざわざ新鶴まで行ってぐるっと回らなくても。ですから、そういう部分であれば、配管の管理、含めた万が一の場合の予備道路ということでも使えるわけで。ただ、配管終わった後、年に1回程度、ずっと草刈ってればあんな雑木、なんないんですよ。雑木、植えた雑木じゃないんですから。ですから、その後、どういう考えで今後持っていこうとするのか、もう一度お願いします。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

お答えします。

いつから生えていた雑木なのか、ちょっと不明確な部分があるんですが、管路として漏水を見つけて修繕していくと。その方法については、先ほど述べましたとおり、重機が入れるのか、手掘りなのかということで対応してまいります。

以上です。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

あのね、いつから生えたのって、配管工事終わった段階、もう生えてないんですよ。それから、見つけたら手掘りか何か、無理でしょう。大体どこでどうやって歩いてくんですか。今の現状ですと、はっきり言って申し訳ない。どこ通ってつか分かんないくらいまでなってるはずですよ。これね、やっぱり水のことですから。それ探して、それじゃ、あそこまで重機、行かんなんねから今度、木、切ったいか。それから根のたっこ起こしてとか。そんな問題じゃないでしょう。やはり町としては、ちょっとした距離じゃないですからね、何百メートル、下手すつと1キロ近くもあるかもしれん、そこは管理すべきじゃないですか。

今後とも、これ、町長の発想で、例えば、私有地でそういう場所、今回、例えば軽井沢・猪鼻間などは前言ったように例の川の氾濫ありましたよね。通行止めになりましたね、塩野部分。塩野、あの辺になりますと長倉にはもう行けない。ですから、新鶴、回らせてたんですよ。でも、あそこの通路、通れば、配管したところを管理道路としてやれば、いざというときにまた利用できるわけですよ。そういう考えは持たないですか。

○議長

町長。

○町長

新たに道路を造ればいいという話ですか。ということであれば、今現在、どうなっているかという現状ですけれども、管が埋まってる、その上に大きな雑木がもう生えてしまってる。じゃあ、どうすんだって言っても、これをもう切って掘ってもできることはありませんよ。ですから、水をそこに住んでいる人に、生活のこれはライフラインですから、行かなくなったということになれば、また予備の管を引っ張ったり、何かしら考えて対応していくのが町の仕事だと思いますので、今こういう状態になってしまったんだから、次、じゃあ、どういう手を打てんだっていうことを考えていきたいと思います。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

今の発言ですと、全然現地、見てないですね。大木じゃないんですよ。大木になるから心配してるんですよ。それから、道路と言っても、何も舗装しろと言ってないです。管理道路ですから。やっぱりぬかるところ、滑りやすいところ、砂利引いた程度でいいと思うんですよ。だったら、今だったらできる。逆に大木になったら、もう配管やられてますよ。一度、現地見てきてくださいよ。その辺、ちゃんとやってくださいよ。

それから、じゃあ次、藤の件、行きます。

これ、本当に仮設パイプそのままで、平成23年ですから大分、十何年たってますよね。20年近く。豪雨災害により藤地区浄水場が水没し稼働不能になったためとなっている。稼働不能のまま、まだ直せていないのか。それとも、稼働しても水が足りないんで藤地区に運んでんのか。どっちなんですか。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

お答えいたします。

実際、機能部分としては、機械を動かすことは可能かと思います。水源がもう干上がっております。

以上です。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

そうであれば、椿からの分が命綱ですね。あんな状態でいいんですかね。要は、配管、あそこ、崖地ですから、確かに岩を掘ったりなんなり。あそこに電線管だか何かは入ってると思いますけども、掘ってですね。確かに大変かもしれない。でも、ちゃんとしましょうよ。露出だって、あんなパイプじゃなくて、ちゃんと保温するなりなんなり。あるでしょう、いたずらされない方向、配管の、それをやっていく。それから、田畑のところ、埋める、そういうこともできるでしょう。あとは、あの地区の人たち、言うには、山側に側溝、あるんですよ。あの辺に入れることもできないとか、いろいろあるんですよ。あのままでただガ

ードレールのところ縛りつけた。太陽光線にああやって当たれば、中だってもうアオミドロとかそういう物質も入るだろうし、あんなホース、場合によっては注射器1本で薬剤ぶっ込んで、テープ貼れば分かんないですよ。そういうことも考えなきゃいけないということ。この辺に対してお金かかる云々じゃなくて、かかるんだったら、少しずつやってくればいいんじゃないですか。一遍に全線やるんじゃないくて。もう10年が、年間10分の1ずつやっていくとか、できたでしょう。これからでも遅くないんです。そういう考えはないですか。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

お答えをいたします。

我々の務めは安全に安心して使っていただけるという水を使用していただくために提供している、これが務めだとは思っています。ここはご承知おきください。

質問の中に私、感じたのが、あまりよくないものが入られるんじゃないかというところの発想にはならなかったんですが、管路そのものは、露出してても現況でどういう状態なのかというのは目視で確認できますんで、その部分については特に心配ないかなと。

また、水は流しっぱなしで必要な分を送ってますんで、例えば、凍結する心配があるんじゃないのっていうことになれば、そういった心配もございませんので、安心ください。

ただし、私が建設課長に就かせていただいてからの経過から、切断されたりなんなりっていうところはなかったんですね。それはさほど、かなりかな、地域の人たちが丁寧に草刈りをしたり、地区の近くなったら露出配管しているところっていうのを確認してますから、そういったところについては、必要な箇所、土地のほうも埋めさせていただくことっていうのは可能だと思いますので、それについては、皆さんの作業を強いることのないようにということで管理めをして安全に管理していきたいなというところは1つ考えているところでございます。

ただし、県道部分とか橋の部分に沿わせていただいている管については、道路の改良だったり、そういった部分が必要となってくる際に移設し埋めていくと。それでできる限り費用、コストを削減しながら工事のほうを進めていきたいという考えはありますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

これと言いたいのは、あの管も大分老朽化、始まってますし、ゴム質ですね。紫外線、さらしっぱなしですし。やっぱり早めにだんだん整備しなきゃいけない部分だと思いますし。畑か何かの露出分は、そこをずっとそういうままで、本当の仮設のままであるわけですよ。藤地区でさっき言ったように水が枯れたんなら、やっぱり命の水ですから、ちゃんとしてやるべきだと思うんですよ。やっぱりね、今の課長さんがおいでになってからはないですけど、前に何度か聞いてます。草刈り、シルバー頼んだ、シルバーの人が切っちゃったと。分からないですからね。そういうこともあるんで、やはりちゃんとして事を、一遍にやれないんなら、徐々にやってくるべきだし。

それから、藤の地区でちょっと地下水がごんごん出てるところがあるらしいんですよ、ちょっと掘ってみると。水脈として新たに見つけるってことも必要だと思うんです。只見川に流れる、上藤のほうですね。結構、音を出して流れてるとこ、ある。そういうところを見つけないながら。やっぱり1回ね、仮設でもいいから水、通ったからあと構わねえんだと。じゃなくて、ちゃんとしていきましょうよ。いずれはやらなきゃいけないんですし。仮設、仮設じゃなくて、ちゃんとしたものを。やっぱり安全だっていうことでやっていくべきだと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

水道管については、議員おただしのとおり、露出してある部分については埋設をしていくという方向で進めていきたいと思います。

また、近くに適した水源があるということであれば、それも一応見に行って調査をしたいと、そんなふうに思っています。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

露出してる箇所じゃなく、ほとんど露出してんです。ですから、特にあそこの新道、崖っ

ぶち通ったとこ、あそこは埋められないんで、ただその辺のガードレールに縛りつけて流してるだけで。ただ、下の畑、田んぼ、行ったところも露出のままでやってる。そういうことなんで、町長、露出したところがあるんじゃないかと、露出してんで。で、露出しか通せない場合には、露出でやる方法がちゃんとあるんです、保護管をかぶせて。やっぱりそういう方法を取るべきだと私は言ってんですけども、どうでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

安全な水を守るという最低限のことはなるべく早めにやっていきたいと、そんなふうに思っています。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

それでは、3番目の本庁地区の水道水の取水施設について伺います。ここで第一水源が只見川、第二水源はどこにあるのでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

長倉方面に赤谷というところがあります。長倉と石神を結ぶあの大きい橋の下側の東側にあります、そこにあります赤谷の水源ですが、4つございます、取水口。まずは4つあります。

以上です。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

それじゃ、その取水量、どこが一番多いんですか。只見川の近くなのか。赤谷、言った4つ。量的にはどうなのか。それで、その水の、例えば、こちらからくみ上げたものとそこで合同して町なかになんてやってるのか。それはまた別なのか。教えてください。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

お答えします。

新村のほうに上がっていったら右側手前に折れるところがあります。そこに水道の配水池という大きい施設がありますが、まず、第一水源の水はそこに行きます。第1から第4の第二水源の水もその柳津配水池に入ります。2つが1つになります。

どのぐらいの量なのか。大体こちら800ぐらいが平均して1日量、出てます。赤谷のほうは400ぐらいが1日の量で出ます。

以上です。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

それじゃ、まず、例えば、ここ、結局、水害のときにかぶって、現在はその水がきれいに、例えばかぶった場合、なるまでおいて、そのまま今度、別にろ過する、今現在は、答えにあるようにろ過とか言いますけども、そこにあと塩素をぶち込んでということでやってるわけですけども。

例えば今、もし川の部分、浸透水があったとしたら、今、騒いでるPFAS、有機フッ素化合物なんですけれども、河川から取ってるところで大きく出ると。地下水からも出てる箇所もあるみたいですけど。どういう原因だか分かんないんですけども。PFAS、ちょっとやっぱり世界的にも騒ぎ出して、日本でもやっぱり日本の基準を超えてる。WHOは100ナノ云々ってあるんですけども。柳津町も例えば、万が一、あれだけ近いですから。浸透水がゼロと私、思っていないですね。浸透させたもんでは、PFAS、3種類あるんですけど、取り除くことはできないっていう。そういう心配があるので、なおかつ、全部ポンプアップですよ、下水道も上水道も。

私が提案したいと思うのは、今回やるんじゃないくて、軽井沢、猪鼻まで持ってきてる水の上、いわゆる軽井沢川が湧き水で成り立ってんですよ。軽井沢川と猪鼻で銀山のほうから来た川、あって今度、銀山川になるわけですけども。ものすごいい水。これでちょっとあることをやろうとした人がいて、保健所に調べてもらったら、ものすごいい水だと。

柳津町、ものすごい情報、出てんですよ。今、猪鼻に持ってきたちょっと上のほうなんですけど。そこを今、長倉・猪鼻間のトンネルには水道管、配設できるようになってますんで、そこを持ってくれば全部落差で行けるんですよ。ポンプアップなしで。そういうことも考えながら。いい水なんです。この辺も、町単独でやれっていうことじゃないですよ。軽井沢、猪鼻、猪鼻の給水、それだって全部農林省直轄でやってくれたと。やっぱりいろんな面で国の何なり、そういう県なりの予算を使いながら、やっぱりいい水、今後、幾ら災害があっても問題ないような取水口を考えるべきだと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

ご意見として今、提案としてございましたけれども、確かに自然流下で掘れるいい手法も1つそこに加味されるかなというふうに思うんですが、軽井沢の水源、いい水だよ、承知しました。ボリュームそのものが1日どのぐらい出るのかというのは、ちょっと確認に至っておりませんでした。その量が耐えられるのかどうかっていうところで、ある程度の膨らみ、水の量というのは必要なんで、それがどうなのかっていうのがちょっと今あった次第です。ですから、ご提案としてお話がありましたということでお預かりしたいと思います。

以上です。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

ものすごい量ですよ。400、800、これ1日ですか。それじゃきかないと思います。軽井沢川が全然枯れずにごんごん流れてますよね。軽井沢のところ、入る村のところ。あの川の源泉が今、猪鼻に持ってってるそのまた別な水源なんですよ、上のほうの。猪鼻に持ってってるのは、今まで軽井沢の人たちが使ってた源泉から持ってきてんです。その上に今の軽井沢川をつくっている源泉がまだ上にあるんです。ものすごくいい水なんですよ。ですから、水の量は心配ないんですけども。

やっぱり今後、とにかく柳津町は下水もポンプアップ、上水道もポンプアップ。ポンプの交代代、電気代、今後とも大変なんで、やっぱり国・県、それから、水質もよく調べてから、そこら辺で国・県のそういう補助金、利用することができないのか。そうすれば柳津町はや

っぱり福島県でもいい水だと、いい水を飲んでるということにもなり得るので、よく検討してもらったほうがいいと思う。ですから、軽井沢から今、猪鼻に持ってくるあそこを利用して、猪鼻・長倉の隧道を通して、橋だけちょっと許可にかけなきゃいけないですけどね。そうすれば、受水槽まで行けば全部、中の配管は変えるということない、やってることないんですよ。現状のまま使えるわけですよ。そういうことを考えることはどうでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

今、現場の情報をいただきましたし、補助金についても調べてみないと何とも言えないということもありますので、提案というか情報として受けさせていただいて、当たってみたいと思います。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

そうということで、水に関して、やはり安全な、それからこういう山の中って言い方、おかしいですけども、水の森林がいっぱいのところでもいい水を飲ませていただくと。というのは、例の川のどこ、ちょっと心配なのは、やはりあくまでも川の水のそれが入り込んでんじゃないか。もちろん途中に土砂がありますから、そこでろ過した格好にはなるんでしょうけども、浸透水という危険というのはゼロではないと思うんで。

それからあと、柳津町の水はどういうわけだか、ほかもあるでしょうけど、銅を溶かしやすいんですよね。ですから、銅を使った風呂場なんかでは湯水のところ、少し青くなりやすいですね。これは柳津ばかりじゃないでしょうけども。そこで大分前に、30年くらい前にそれを調べた人がいて、これはちょっと銅管配管の水は飲まないほうがいいよと。何でかと思ったら、柳津の水質と銅の配管やったらカドミウムみたいなものの水質になってると。ですから、水質もあまりよくないんじゃないかなと思うんで。ただ、一遍にカドミウムってそんな強烈じゃないですけども。ですから、その人は、温水器、銅管使ってますから、それを通したお湯は飲まないほうがいいよって言い方をしましたけども。水のことに対してですから、測量設計、地質調査、携わってんですけども、その前にそちらも考えていただけないかなと。

それでもう一つ、最後に、これは答え、要らないですけども。ですから、軽井沢から猪鼻

までの配管したところ、それから、大野新田の貯水槽から部落までの間、雑木が少し伸びてきたのはここ四、五年だと思いましたけども、ですから、そこら辺はやっぱりもう一度管理すべきだと思うんで、それをやることをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

（「議長」の声あり）

○議長

では、答弁。

建設課長。

○建設課長

すいません。水質に関わることだしということで、町の水道水なんですが、現段階ではいずれも基準値を下回っていますし、送っている水に問題はございません。

あと、家の中の部分の管、どういうものを使用しているかというのは、実際分からない部分が多いです。メーター器を越えてからの管、機械施設だったりなんなり影響……（「（聴取不能）」の声あり）、いえ、そういった管種によってもどうなのかなっていうところもございますので、我々、メーター器まで送ってる分については、水質として問題ございませんので、なお、この場で述べさせていただきました。

以上です。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

今、答えていただいたんで、ちょっと。水質が問題ないって、町で調べてる分に対しては問題ないと思います。それから、先ほどのPFAS関係も出てると。ただ、日本で基準言う50ナノを超えてんのが東京とかあの辺、結構あると。ただ、WHOは100だと。これも世界、含めると、アメリカは4ナノだということで、はっきりしないんですけども。今、言ったように、基準値過ぎてない、ないから問題じゃないと。あと、家庭なんか分かんないじゃなくて、家庭の温水器、そういうものは中、銅管を使ってるんですよね。それを溶かしやすいと。それも本当に硫酸とか何かじゃなくて、溶けて人体に蓄積しやすいような水でもあり得ると。そんな大量じゃないですからね。ずっと飲んでてもそんなに、イタイイタイ病にならないと思うんですけども。だから、いい水を探したほうがいいんじゃないかなというのが私の今回の質問であって、答え、要らないです。町、いろいろ考えてもらいたいと思います。

○議長

これをもって渡邊俊典君の質問を終わります。

次に、新井田順一君の登壇を許します。

7番、新井田順一君。

○7番（登壇）

さきの通告の内容によって質問をさせていただきます。

1、小中学校の修学旅行費の無償化について。

少子化に歯止めがかからず各自治体も対策に苦慮しているところです。子育て支援の充実が求められています。物価高が進み、子育て家庭の家計を圧迫しています。子供の教育にかかる費用もまた保護者には負担が増大しています。教育費の中でも修学旅行は大きな割合を占めるものです。中でも費用の8割を占める交通費と宿泊料は、運転手不足や訪日外国人の増加に伴い高騰し、費用の増大が続くと予想されております。そのため各学校では積立てにより負担を分散しているのが現状です。

これを背景に、近年全国で修学旅行費用を無償化する自治体が増えてきました。東京、大阪などの大都市から地方の市町村まで児童生徒数の規模にかかわらず進んでいるようです。

当町は、近隣町村でも子育て支援は充実しているほうと思いますが、子育て世帯の教育に係る経済的負担を軽減するためには、施策はまだまだ必要であります。その1つとして修学旅行を無償化し、誰一人取り残すことなく、保護者も子供も学校も安心して教育活動に参加できるように配慮すべきと思いますが、町の見解をお伺いします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

7番、新井田順一議員のご質問にお答えをいたします。

小中学校の修学旅行費用の無償化につきましては、第6次振興計画の基本目標、健康で安心して暮らせるまちづくりの基本施策である子育て支援の充実の施策として、子育て世帯の経済的負担の軽減につながると思う一方で、義務教育は全ての児童生徒がどこに暮らしていても平等に教育を受けることが基本でありますので、公費負担の枠組は国が中心となって進めていくべきであると考えております。

経済的な理由から就学が困難と認められる児童生徒に対しましては、就学援助制度がありますし、ここ数年、経済的理由から修学旅行に行けなかったとする児童生徒はいなかったと

聞いております。

町といたしましては、国の義務教育に関する無償化の動向や子育て支援策を注視していくとともに、法令などで義務づけられているものや今、差し迫ってやらなくてはならない緊急性の高いものなど、施策の優先順位を精査し、恒久的に充当可能な財源があるか見定めながら、子育て支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

実は、私は先月、先々月、東京出張を何回もありました。その中で、宿泊費ですが、これは大変高騰していました。去年、おととしから比べても1.3倍ないし1.5倍ぐらいの値上がりがしていることで、これも肌で感じて帰ってきたわけでありますけれども、この物価高騰、社会経済情勢が変わっていく中で、今後、修学旅行費用が著しく高騰していくというようなことがもしもあれば、補助金等の検討が必要になっていくのかなというふうに考えているところでもあります。

以上です。

○議長

これより再質問を許します。

7番、新井田順一君。

○7番

町長の今の答弁の後段部分で、私が質問というか、最初の答弁で町長は全くこれをやる気がないんだなというふうに解釈をしておりました、この文章を見れば、私は。そういう東京に出張してホテル代が非常に高かったということを感じてきたということでございます。

同じく交通費、これも非常な値上がりでございます。バスの運転手の取り合いで給料、よくしたほうにバスの運転手が行ってしまうというようなことで、労賃が上がるというようなことで交通費も膨大な値上がりをしている状態でございます。

今の答弁で、いずれ費用がかさむようなことになれば考えたいというようなお話でございましたが、全国では既に国に先駆けて実施している自治体があるということを申し上げました。これについて私の質問を受けた段階で調査をされたかどうか、お伺いいたします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

修学旅行の補助、あるいは、無償化等については、特に近隣町村等で担当課のほうで調査

をしていると聞いておりますので、詳しくは担当課から説明させます。

○議長

答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長

全国的なレベルで調査はしておりませんが、両沼管内の町村で修学旅行費用の無償化について調査はしております。会津美里町、会津坂下町、湯川村、昭和村については、学校給食費の無償化を令和6年度からやり始めたというところでもあって、学校給食費の無償化もできていないところで、修学旅行費用の無償化についてはまだ考えていないというところが現状です。金山町については、平成26年度から小学校が1人2万円、中学校が1人7万5,000円という金額で修学旅行に行く補助をしているところです。三島町については、中学校のみ6万円を超えた分を町が補助しているところです。こちらについては、平和教育ということで行き先を沖縄県に限定してやっているところでもあります。

以上です。

○議長

7番、新井田順一君。

○7番

近隣市町村ということで、これは私も確認しております。私はさらにSNS等、あるいはその他の方法で全国的な実施市町村を確認してみました。今、町長が、交通費用等がかさんだ場合というようなことでありましたけども、それ以前に実施しているところはかなりあります。

時間の都合上、申し上げることも必要ないかもしれませんが、例えば、人口1万人クラスの山梨県の身延町、ここは既に小学校6万円、中学校12万円、そのほかに校外宿泊学習は全額というようなことで援助をしております。また、京都の相楽広域連合では、全額補助しております。大阪豊中市も全額、東京葛飾区も全額、ほか、都内ではあと10区で検討中と。青森県では県で全町村に給食費の全額無償と修学旅行に、それはもし給食費を既に実施しているところには同じような補助金が出まして今、青森県の鶴田町、青森市、平内町、六ヶ所村で既に修学旅行を無償化しております。そのほかにあるかもしれませんが、調べ切れませんでした。

そういう意味で、先駆けて無償化を実施した首長の判断、これについては町長、どのよう

にお考えになりますか。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

実際、そうやって取り組んでいらっしゃる自治体があるということですが、やはりどこに首長、重きを置いて政策をつくり予算をつけていくかというところだと思います。今、実施されている自治体というのは、非常にそういった意味ではそういったところに手厚く予算をつけていこうという方向でやっていかれているんだなというふうな印象を受けました。

○議長

7番、新井田順一君。

○7番

それでは、ちょっと話、変わりますけども、町長は柳津の未来とは何だとお考えでしょうか。ちょっと難しいかもしれませんが、柳津の未来って思いつくものは何でしょうか。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

柳津の未来ですか。これはちょっと大きな話で、なかなかちょっと難しいことだとは思いますが、私がいつも考えているのは、やはり15年、20年後の未来というのは想像できません、正直言って、この柳津町がどうなっているかということは。ですから、こうなっていきたいなという思いは、やはり15年、20年たってもここに住む子供たちや町民の皆さんが笑顔で暮らしていけるような、そういった町であってほしいというふうに思いますし、さっきも少し話したんですけども、しっかりと町の大事なものを守ってそれを未来永劫つないでいくということが私は大事だというふうに思っています。

○議長

7番、新井田順一君。

○7番

非常に近いんですよ。近いってというのは、私が今、質問している内容のことで、私は未来っていうものは何だっていうふうに、これ、私の言葉じゃありませんよ。皆さん、未来は何

ですかって聞いたときに、子供ですと答えてほしいっていうか、答える方も大勢いらっしゃるんです。よく言われる、国の宝は子供、町の宝は子供であると。何かのたんに、挨拶とか何かされると思うんですが。私は、あなたの未来は何ですかと。うちの家庭は子供ですと。子供が後ほど我が家を守り、それから地域を守り、日本を守り、地球を守り、最後にはそれが未来永劫続くというようなためには、子供は未来だと、そのように感じております。

これを説明して、今の子育て支援で町長は十分だとお考えでしょうか。お伺いします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

柳津町の子育て支援策というのは、非常に頑張ってるなというふうに自分なりに評価をしていますけれども、決して十分だとは思っていません。時代も変わっていきますし、その時々で支援の在り方というのは違ってくると思いますので、日々考えていかなければいけないテーマだなというふうに思っています。

○議長

7番、新井田順一君。

○7番

そのとおりだと私も思います。やはり親としては自分の子供にはできることは何でもしたいと、してあげたいと思うのが親だと思います。それは所得とかそういう関係じゃなくて、お金の問題じゃなくて、心理的にどんな親でもどうにかして何でもやってあげたいと思うのが、そのとおりだと思うんです。それが私は町にも、子は宝と、子は未来というお考えを職員の皆さんが皆、思っていたければ、それが必要だと私は感じております。

もう一つ、お尋ねしますが、この答弁の中で国がやるべきだとおっしゃっておられますが、緊急性の高いもの、あるいは優先順位を精査するとありますが、今そういうものはあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長

教育予算については、学校をはじめ給食センターや美術館、ふれあい館、B & G体育施設

など、一般財源等で管理している施設等がたくさんあります。この施設の管理、修繕に係る経費や子育て支援に係る経費、学力向上などの教育振興に係る経費、生涯学習や美術館運営に係る経費など、一般財源を投入している予算がありますので、必要な予算を把握して無償化が可能かどうか、財政当局と協議をしながら判断をして無償化等が可能かどうかということから協議をしていきたいと考えております。教育予算も結構一般財源を投入して予算化しているので、まずは施設管理等が一番かかる場所なので、そちらの必要な予算について把握しながら、そういう無償化についても協議をして判断していきたいというところです。

以上です。

○議長

7番、新井田順一君。

○7番

なかなか苦しい答弁のように聞こえるんですが。

子育て支援は、何も教育ばかりの問題じゃないんですよ。私、今回、教育課、あるいは教育長に答弁を求めるといことはしないで、全般にわたることなので町長に答弁をお願いしました。したがって、例えば、私の考えといいますか、これを考えたんですが、県内で2番目か、実施した場合、本当に早いほうだと思うんです、修学旅行の無償化をやった場合に。

まず、私はメリットとして子育て世帯の経済的負担が軽減する、これは当たり前のことです。そして、負担が軽減することによって、家庭では安心して2人目以降の出産が望めて少子化の防止につながるのではないかと。それから、今もお話ししましたが、県内では早いほうなので話題性があり、移住定住の促進にもつながるのではないかと考えられます。そして、4番目には、これは私が独自に考えたんですが、柳津の圓藏寺虚空蔵菩薩は町の観光のシンボルであります。知恵の菩薩と言われ、十三講詣りという数え13歳の童子童女が菩薩による厄払いと知恵を授かるという伝統行事が行われております。ここで柳津がいち早く修学旅行の無償化をしたということになれば、話題となって、それはどういう、何でこんな早くやるんですかと。給食費も県内ではなかなか始まってもないのにと言われたときに、例えば、町長であったら、私の町には虚空蔵様があるんです。知恵を授ける菩薩なんですと。だから、子供は大事にしくちゃいけないんです。教育にも力を入れているんですということが広まれば、ああ、そうか、柳津はそういうところかって。じゃあ、我々も十三講詣りに行こうかというようなことになって観光資源にもなるかもしれないということを考えておるわけでございます。

調査は近隣町村だけやられたということで、私の調査の結果も踏まえて、今後、実施していただきたいと思います。できるだけ町長、これはタイミングの問題があると思います。今いろんな施設のお金、かかります、言いましたが、これは各課にまたがることなんですね。だから、もしやれるんだったら各課で節約してやるかとか、先ほどお話に出ましたふるさと納税を使わせてもらうかとか、そういうことで早めにやったほうが、私はどうせやるならそのほうがいいと、そのようにお勧めをしたいと思います。それは私のお願いですので、答弁は特に要りませんけども、よろしく願いいたしたいと思います。

そこで、もう一つ、私は、先ほど松村産業厚生委員長、あるいは、岩渕議員がおっしゃられたように、長野の小布施に出張してまいりました。私はこういう研修に行く場合には、事前にその町の町民アンケートというのを見て行くんですね。今回も小布施町の町民アンケートを見せてもらいました。人口、12月現在で1万970人、そこで20歳以上の1,000人を対象に調査が行われました。

そこで私が一番注目したのは、町の魅力とシビックプライドです。1,000人のうちの9割の方が、小布施は住みやすい町と答えておられます。それで、町の魅力は何ですかという質問に対して、外からの人から小布施町っていいねと言われるのが2人に1人、いらっしゃるんです。2人に1人が小布施町って外の方が言ってくれるねと。こういうアンケートっていうのは、私、初めて見ました。これは、例えば自分が親だったら子供が褒められるのが一番うれしいわけですね、親として。これが町だったら町長は、ほかの来る人が柳津町はいいねってよその人が言ってくれる、こんな町長冥利に尽きるようなことは私はないと思うんです。これが一番私は感動した、この研修で一番よかった結果であります。どうかこういうふうにはほかから評価され、町民がそれがうれしいねとアンケートに答えてくれるような町にしていきたいと思いますが、町長、ちょっと感想をお願いしたいんですが。

○議長

これ、質問なの。質問。

○7番

はい、質問として。

○議長

じゃあ、その話を聞いてどうですかということなんで、答弁。

町長。

○町長

やっぱり自分たちが頑張っていた結果、人から褒められるというのは、本当にうれしいことであって、やっていてよかったなという気持ちになると思います。ですから、先ほど来、出ていますけども、本当にまちづくりも自分たちの町だと、自分たちの家と同じように町をつくったりしていくということのシビックプライドということになるんでしょうけれども、そういったものを醸成する上では、本当に人から褒められるというのは気持ちもいいし、また、次、やる気が出るということもありますので、ぜひそういう好循環が出るように我々もやっていけたらいいのかなと、そんなふうに思っています。

○議長

7番、新井田順一君。

○7番

そのとおりだと思います。

そこで、私はちょっと厳しくなる質問をさせていただきますが、せんだって、小林町長を囲む会、私も参加させていただきました。そこで、町長は、先ほどもおっしゃられましたが、今、役場職員は仕事でいっぱいだと。職員ができない分を係長がやり、係長が間に合わない分は課長がやっている。このようにお話をされました。私も職員にいろいろ聞いて、いやあ、参った、参ったという声もかなり聞きます。

そこで、じゃあ、この対策、どうするかと。まず、町長が、課長まで疲弊しているわけですから、町長がトップになって副町長、あるいは教育長も含めて何とかしなければならないのではないかと考えております。町長の座右の銘だと思いますけどもね、「近き者説び、遠き者来る」と。これは何かの祭りのとき、私と会話されたことはあったと思うんですがね。ああ、俺も同じなんだと、昔からそう思ってたというようなことをお話ししたと思うんです。で、そういう疲弊状態だと「近き者嘆き、遠き者寄りつかず」というようなことになりやしないかと私は心配しているんですよ。

あと、もう一つは、最初の答弁書にありますように、やらない理由を考える前にどうしたらやれるか、それを考えるべきだと。職員の皆さんもそうだと思うんですよ。それをぜひ町長、リーダーシップを発揮してこの問題を解決していただけたらと思うんですが、最後の答弁、お願いいたします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

職員の仕事が大変きつくなってきたということについて、改善策、先ほど3つ、述べさせていただきました。これについては、本当にまた新たな仕事、これからいろんな仕事をやっていかなきゃいけない中で、この3つをしっかりとやらなければ新しい仕事ができなくなってしまう。せっかくのいい案も、コンクリートの上を水が流れるように染み込まずに流れ去ってしまうというようなことでは困りますので、そうならないようにしっかりとやっていく必要があると思っています。腹を据えてやっていきたいと思います。

○議長

終わりますか。

○7番

はい、終わります。

○議長

これをもって新井田順一君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全て終了しました。



◎休会の議決

○議長

お諮りいたします。

本日、これより12月6日午前10時までを議案調査のため休会といたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本日これより12月6日午前10時まで休会とすることに決定いたしました。



◎散会の議決

○議長

お諮りいたします。

本日はこれをもって散会といたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

長時間、ご苦勞さまでした。(午後4時56分)

